IV 国際協力事業及び国際関係機関等

1 富山県海外技術研修員等受入事業

1 富山県海外技術研修員受入事業

昭和49年度から開発途上国等に対する技術協力事業の一環として、技術研修員を受け入れ、 技術の修得及び県民とのふれあいを通じて、開発途上国等の発展に貢献しうる人材の育成を図ると ともに、国際親善の増進に寄与しています。

令和4年度までに26か国421名の研修員を受け入れています(令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で受け入れなし)。

2 富山県多文化共生推進研修員受入事業

平成21年度から平成23年にかけて、ブラジル・サンパウロ州より教育経験のある人材を受け入れ、ブラジル人の特に多い高岡市の小学校に多文化共生推進研修員として配置しています(H21~H23で計3名の受入れ)。また、平成24年度からは(一財)自治体国際化協会が実施する自治体職員協力交流事業を多文化共生推進研修員受入事業に活用しています(H24~R4で計9名の受入れ)。研修員の日本の教育制度の修得とともに、教育現場で、多文化共生に配慮した外国籍児童への学習支援を目的としています(令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で受け入れなし)。

3 富山県協力交流研修員受入事業 (P. 174 を参照)

平成8年度に、総務省(当時 自治省)と(一財)自治体国際化協会(CLAIR)が共同で支援する「自治体職員協力交流事業」が創設されました。この事業は、海外の地方自治体等の職員を日本の地方自治体が受け入れ、そのノウハウ、技術等を習得するとともに、地方自治体の国際化施策への協力を通じて地域の国際化を推進することを目的としています。

本県では平成8年度よりこの事業を活用し、令和4年度までに6ヶ国から46名を協力交流研修員 (うちH24~R4の計9名は兼多文化共生推進研修員)として受け入れています(令和2、3年度は 新型コロナウイルス感染症の影響で受け入れなし)。

◎海外技術研修員等の受入状況

	. 多 又	(16)	+ 土 推	.连研	修貝.	、Thi	5刀:	交流研	惨貝	含む	')												ı							(単位:人)
国別 \ 年度	フラジル	ブ ラ ン	アルゼンチン	ペルー	韓国		マレーシア	中国	フィリピン	ネパール	タイ	スリランカ	インドネシア	バングラデシュ	ブータン	フィジー	ガーナ	ロシア	ザンビア	ケニア	ホンジュラス	マラウイ	モロッコ	ポーランド	ラオス	モンゴル	タンザニア	カンボジア	エクアドル	ii†
49	3	(2)	1 (1) 1																										5 (3)
50	3		2 (2																											6 (4)
51 52	8		1 (1		2	(1)																								9 (6)
53		(4)		,	1	(1)																								9 (4)
54	5	(2)				(2)	1																							9 (4)
55	5	(2)	1 (1)	2	(2)	1																							9 (5)
56	5					(1)																								9 (4)
57	5	(5)			2		1																							9 (5)
58 59	3		1 (1		2	(2)		2 (1)	1 (1)	1 (1)																				10 (8) 11 (4)
60	5		1 (1		2		1	2 (1)		1 (1)																				11 (6)
61	6	(3)			2			2 (1)			1																			12 (4)
62	6	(4)	1 (1)	2			2				1																		12 (5)
63	6	(3)			2			2		1			1																	13 (3)
H元	6		1 (1		2			2	1					1																13 (4)
3	6	(4)	1 (1)	2		1	2							1	1	1											\vdash		13 (7) 13 (4)
4	6	(3)			2		1	2		1								1 (1)												14 (4)
5	4		1 (1)	2			2	1	1								2	1	1	1									16 (3)
6	5	(4)	1 (1)	3	(2)		2 (1))	1							1	1				1	1 (1)							16 (9)
7	2	(1)																												2 (1)
	6	(5)	1		3	(1)		2 (1)	1 (1)									1	1											16 (9)
8	•	(4)				(0)		1		1								0 (1)												2
9	6 5					(2) (2)		3 (2))	1			2					2 (1) 4 (1)				1	1	1						17 (7) 18 (10)
10	3		1 (1) 1		(3)		3		•			1					2 (2)				1	•							16 (9)
11	4		1 (1		4			2										2							1					14 (5)
12	4		1 (1)	1			1 (1))									2 (1)								2 (2)	1			12 (5)
13	3		1 (1)	1			4 (3)										2								2		1		14 (7)
14	3	(2)			1	(4)		2 (1)										2							_	2 (2)			1	12 (5)
15 16	3		1 (1			(1) (1)		4 (1)					1					2 (1)							1	2 (1)				14 (6) 13 (7)
17			1 (1		1			3 (1)										2 (1)								2				9 (4)
18		(2)				(1)		4 (3)										1								_				8 (6)
19	1				1	(1)		2 (1))									1												5 (2)
20								3 (3)										1 (1)												5 (4)
21		(2)						3 (1)										1												6 (3)
22		(1)						3 (2)						-				1 (1)							Н				Н	5 (4)
23	2		1 (1)				3 (1)										1											Н	6 (3) 6 (1)
25		(2)						3 (3)										1 (1)												6 (6)
26		(1)						3 (2)										2 (2)												7 (5)
27	2	(1)						3										1 (1)											Щ	6 (2)
28		(1)						3 (1)										1 (1)												6 (3)
29		(2)						3 (3)				\vdash		-				1 (1)			H							H	Н	6 (6)
30 p=	2							3 (1)										1 (1)											H	6 (2)
R元 2	2	(1)						3 (1)	,									1 (1)												6 (3)
3																													П	0
4	1		1					1																						3
計	2	(1)) 62 (1		1																				4 (1)

注)()は女性(内数)。上段外書きは再研修員。

2 富山県の外国人留学生支援事業

富山県では、外国人留学生が安心して勉学、研究に専念し、充実した意義ある留学生活を過ごすことができるよう、また、グローバル人材の県内就職を推進できるよう、各種の支援施策を実施しています。

1 富山県国際交流奨学金・富山県国民健康保険加入助成金

(公財)とやま国際センターと協力し、次のとおり財政的援助として奨学金の支給を行うとともに、医療費負担の軽減を図るため国民健康保険料の一部助成を実施しています。

区 分	受給 又は助成条件	助 成 金 額 等
富山県国際交流奨学金	富山県内の高等専門学校(4年次以上)、短期大学、大学及び大学院(以下 大学等)の正規の課程に在籍する私費留学生のうち在籍2年目以降の学生及び大学院の学生 ① 学業、人物ともに優秀であると認められる者 ② 民間団体等から奨学金等を受給していない者 ③ 国際交流事業等への参加の意思がある者	月額 50,000円
	富山県内の大学等の正規の課程に在籍する私費留学生のうち在籍1年目の学生 ① 勉学・研究意欲があると認められる者 ② 民間団体等から奨学金等を受給している場合は、 その奨学金等の月額総額が、10,000円未満の者	月額 10, 000 円
	「留学」の在留資格を有する者で富山県内の日本語教育機関に在籍する学生(大学又は大学院への進学を予定している学生に限る) ① 勉学・研究意欲があると認められる者 ② 民間団体等から奨学金等を受給している場合は、その奨学金等の月額総額が、10,000円未満の者	月額 3, 000 円
富山県国民健康保険加入助成金	富山県内の大学等の正規の課程に在籍する私費留学生並びに日本語教育機関に在籍する私費留学生(日本語教育機関については、大学又は大学院への進学を予定している者に限る) ① 勉学・研究意欲があると認められる者 ② 国民健康保険に加入し、世帯主である者 ③ 民間団体等から保険料の助成を受けていない者 ④ 民間団体等から奨学金等を受給している場合は、その奨学金等の月額総額が、国費留学生(学部留学生)の受給する奨学金の月額未満の者	年額6,000円 留学生が支払った国民健康保 険料の1/3相当額

※受給者実績の推移は次ページに掲載。

◆ 富山県国際交流奨学金・富山県国民健康保険加入助成金 受給者実績の推移

年 度	国際交流奨学金	国際理解研究費	国民健康保険加入助成金
63年 度	36 人	65 人	_
元 年 度	62 人	95 人	35 人
2 年 度	86 人	135 人	58 人
3 年 度	122 人	165 人	95 人
4 年 度	161 人	218 人	125 人
5 年 度	179 人	247 人	146 人
6 年 度	218 人	299 人	183 人
7 年 度	244 人	332 人	199 人
8 年 度	246 人	336 人	201 人
9 年 度	239 人	347 人	189 人
10年度	227 人	339 人	173 人
11年度	225 人	341 人	160 人
12年度	230 人	352 人	187 人
13年度	288 人	404 人	226 人
14年度	228 人	339 人	244 人
15年度	201 人	430 人	383 人
16年度	218 人	420 人	363 人
17年度	325 人	(平成16年度で廃止)	356 人
18年度	266 人	_	290 人
19年度	242 人	_	305 人
20年度	229 人	_	306 人
21年度	232 人	_	290 人
22年度	156 人	_	290 人
23年度	124 人	_	271 人
24年度	102 人	_	268 人
25年度	96 人		288 人
26年度	97 人	_	296 人
27年度	175 人	_	315 人
28年度	206 人	_	332 人
29年度	268 人	_	410 人
30年度	274 人	_	396 人
31年度	178 人	_	336 人
2 年 度	143 人	_	268 人
3 年 度	61 人	_	186 人
4 年 度	149 人	_	235 人

2 アセアン地域等からの外国人留学生受入・定着促進事業

アセアン地域等からの外国人留学生の受入れ拡大と県内への定着促進を図るため、県内企業と合同で留学生の就学から就職までを一体的に支援するアセアン留学生等受入事業を実施しています。

第1期アセアン留学生受入状況

企業名	東亜薬品(株)	朝日印刷(株)	中越興業㈱	日医工(株)	黒田化学㈱
出身	インドネシア (ジャカルタ)	インドネシア (スラバヤ)	インドネシア (スマラン)	タイ (バンコク)	ベトナム (ハノイ)
受入大学院 (H28.4~ H30.3)	富山大学大学院 医学薬学教育部 博士前期課程 薬科学	富山大学大学院 理工学教育部 修士課程 工学領域	富山県立大学大学院 工学研究科 博士前期課程 環境工学	富山大学大学院 医学薬学教育部 博士前期課程 薬科学	富山大学大学院 理工学教育部 修士課程 工学領域

第2期アセアン及びインド留学生受入状況

企業名	㈱小矢部精機	川端鐵工㈱	ダイト(株)	ファーマパック(株)
出身	タイ	フィリピン	インド	フィリピン
ши	(バンコク)	(マニラ)	(AP州)	(セブ)
平 1 十 半 1 中	富山大学大学院	富山大学大学院	富山大学大学院	富山大学大学院
│ 受入大学院 │ (H30.4~	理工学教育部	理工学教育部	医学薬学教育部	医学薬学教育部
R2. 3)	修士課程	修士課程	博士前期課程	博士前期課程
1(2. 0)	工学領域	工学領域	薬科学	薬科学

第3期アセアン留学生受入状況

企業名	大高建設(株)	(株)新日本コンサ ルタント	タカノギケン(株)	日東メディック(株)	北陸情報システ ムサービス(株)
出身	ミャンマー (マンダレー)	インドネシア (スラバヤ)	タイ (プレ ー)	ベトナム (ハノイ)	ベトナム (ハノイ)
受入大学院 (H31.4~ R3.3)	富山県立大学大学院 工学研究科 博士前期課程 環境工学	富山県立大学大学院 工学研究科 博士前期課程 環境工学	富山大学大学院 理工学教育部 修士課程 工学領域	富山大学大学院 医学薬学教育部 博士前期課程 薬科学	富山大学大学院 理工学教育部 修士課程 工学領域

第4期アセアン留学生受入状況

企業名	川端鐵工(株)	朝日印刷(株)	北陸電気工事㈱	(有)吉岡板金工業所
出身	ミャンマー (マンダレー)	マレーシア (ペラ)	インドネシア (ジャカルタ)	ベトナム (ビンフック)
受入大学院 (R2.4~ R4.3)	富山県立大学大学院 工学研究科 博士前期課程 機械システム工学	富山大学大学院 理工学教育部 修士課程 工学領域	富山県立大学大学院 工学研究科 博士前期課程 環境工学	富山大学大学院 理工学教育部 修士課程 工学領域

3 留学生住宅確保支援制度(連帯保証引受け制度)

留学生が、民間アパート、下宿等を賃借する場合、(公財)とやま国際センターが連帯保証人となる制度です。 同センターが、富山県、留学生を受け入れる県内の大学・短大・高専、宅地建物取引業の団体などとの連携協力 のもとに、留学生がより安定した居住環境の中で安心して学究生活を営めるよう、支援を実施しています。

4 県内各高等教育機関独自の奨学金

(令和5年5月1日現在)

機関名	奨 学 金 名	月額(円)
	富山大学五福キャンパス国際交流事業基金外国人留学生への奨学事業	50,000
	富山大学五福キャンパス国際交流事業基金大学院外国人留学生奨学援助事業	修士課程:20,000円 博士課程:30,000円
富山大学	富山大学杉谷(医薬系)キャンパス国際交流基金外国人留学生奨学援助事業	修士課程:21,000円 博士課程:30,000円
	富山大学経済学部国際交流推進事業資金(外国人留学生への奨学事業)	20,000
	富山大学経済学部国際交流推進事業資金(協定校等との交流に関する支援事業)	20,000
富山県立大学	富山県立大学外国人留学生住居費補助金	住居費月額のうち、留学生負担 月額の2分の1で、千円未満の端 数を切り捨てた額。ひと月の補助 上限額は1万円。
	遼寧省招聘留学生奨学金	17万円
	富山県立大学外国人留学生奨学金	博士:月額3万円 修士:月額2万円
富山国際大学	富山国際大学奨学金	20,000
富山高等専門学校	富山高等専門学校私費留学生奨学金	40,000

◆ 問い合わせ先

富山県生活環境文化部 国際課

TEL: (076) 444-8873 FAX: (076) 444-9612

(公財)とやま国際センター

〒930-0856 富山市牛島新町5番5号 インテックビル4階

TEL: (076) 444-2500 FAX: (076) 444-2600

(1) 富山県県費留学生

海外に移住している富山県出身者の子弟や友好提携先の青年を県内の大学、短大等に留学(1~2年間)させ、相手国の発展と相互理解の促進に寄与しようとするもので、令和4年度までに171名を受け入れています。

<県費留学生の受入状況>

		国	名			富山	山大		旨	富山県立力	7	富山	富山	富山	
年度	南米	中国	ロシア	インド		富山大	旧医科 薬科大	旧高岡 短大		富山 県立大	旧県立 技術短 大	国際大	短大	工専	計
昭和39年度 ~平成4年度	40	1	1		人 27 (22)		人 7 (6)	人 1 (1)	12 (9)	2 (2)	10 (7)	人 1 (1)	人 1 (1)	人 1 (1)	人 42 (34)
5	2	1	1		2 (2)		2 (2)					2			4 (2)
6	2	2	1		2	2			3	3					5
7	2	3	2		2 (1)	2 (1)			3 (1)	3 (1)		2			7 (2)
8	2	2	2		3 (2)	2 (1)	1 (1)		2 (1)	2 (1)		1 (1)			6 (4)
9	2	3	2		3 (2)	2 (1)	1 (1)		2 (1)	2 (1)		2 (2)			7 (5)
10		2	2		1 (1)	1 (1)			2	2		1			4 (1)
11	1	3	1		1	1			2 (1)	2 (1)		1 (1)	1 (1)		5 (3)
12	1	2	2		1 (1)	1 (1)			2	2		1 (1)	1 (1)		5 (3)
13		3	2		2 (1)	2 (1)			2 (2)	2 (2)		1 (1)			5 (4)
14	2	3	2		3 (3)	3 (3)			2	2		2 (2)			7 (5)
15	1	3	1		3 (1)	3 (1)			2 (1)	2 (1)					5 (2)
16	1	3	1		3 (2)	3 (2)			2 (2)	2 (2)					5 (4)
17	1	2	1		3 (3)	3 (3)			1 (1)	1 (1)					4 (4)
18	1	1	1		2 (2)	2 (2)			1	1					3 (2)
19	1	2	1		1	1			1 (1)	1 (1)		2 (2)			4 (3)
20	1	2	1		1		1		1 (1)	1 (1)		2 (2)			4 (3)
21	1	2	1		3 (2)	2 (1)		1 (1)	1	1					4 (2)
22	0	2	1		2 (2)	2 (2)			1	1					3 (2)
23	1	2	1		2 (1)	2 (1)			1	1		1			4 (1)
24	1	2	1		3	3			1 (1)	1					4 (1)
25	1	2	1		3 (2)	3 (2)			1	1					4 (2)
26	1	2	1		3 (3)	3 (3)			1						4 (3)
27	1	2	1		2 (1)	1 (1)	1		1	1		1 (1)			4 (2)
28	1	2	1		3 (2)	3 (2)			1 (1)	1 (1)					4 (3)
29	1	2	1		3 (3)	3 (3)			1 (1)	1 (1)					4 (4)
30	1	2	1	1	4 (4)	3 (3)	1 (1)		1 (1)	1 (1)					5 (5)
令和元	1	2	1		3 (2)	3 (2)			1	1					4 (2)
2	1	1	1		3 (3)	3 (3)									3 (3)
3															
4	1			1	1	1			1	1					2
計	72	61	36	2	95 (68)	79 (55)	14 (11)	2 (2)	52 (25)	41 (17)	10 (7)	20 (14)	3 (3)	1 (1)	171 (111)

注)()内は、女性の内数

(2) 県内大学等留学生受入状況

(令和5年5月1日現在) 単位・人

山为国 (地域) • ,	大学別外国人留学生							単位:人
		富	富	高	富	富	富	
区	分	1山大学	山県立大学	岡法科大学	1山国際大学	1山福祉短期大学	1山高等専門学校	合計
アジア	中国	168	10	2	3	2		185
I -	マレーシア	20	1			_		21
	台湾	5						5
Ī	韓国	7			1			8
	ベトナム	26				2		28
Ţ	モンゴル	2				2		4
	インドネシア	7	3				1	11
	インド	4	2					6
	タイ	1	1				8	10
	ミャンマー	3				8		11
	ネパール							
	バングラデシュ	5	4					9
I 4	カンボジア						1	1
I	シンガポール	1						1
	イラン	2						2
	パキスタン	12						12
	フィリピン	1						1
I	キルギス	1						1
	ラオス	1						1
	アルジェリア						1	1
	エジプト	3						3
	カメルーン	1						1
I	ベナン		1					1
	ガボン		1					1
	ケニア	1						1
ナカマーマ	ナイジェリア パプアニューギニア	1						1
	ロシア	1 2						1 2
	ポーランド	2						
	デンマーク							
	イギリス	1						1
	オランダ	9						9
	フィンランド ベルギー	1						1
	アメリカ	1			1			2
	ブラジル							5
	中 日本 メキシコ							1
合計		294	23	2	5	14	11	349
うちアセアン地域	 	60	5			10	10	85

出身国((地域) · 年度	即外	到人段	7学生	数										(各	年5月		現在)				
出身国	年度	H15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
出夕国	中 国	276	298	321	307	331	360	372	377	366	356	348	334	293	270	264	270	268	252	232	194	185
	マ レ ー シ ア 台 湾	37 5	37	42	46	46	51 1	49	47	54 2	54 3	56 2	54 5	49 5	46	44 3	36 6	31 5	25 1	22	21	21 5
	韓国	20	20	21	20	19	20	18	19	15	20	20	17	11	14	22	27	21	10	5	5	8
	タ イ ハ * ソ ク * ラ テ * シュ	14 6	12 6	8 7	9	7 10	4	5 1	2	2	2 5	3 5	3 8	7 13	12 14	5 14	11	6 7	8 6	5 6	7	10
	インドネシア	10	7	7	6	9	7	4	4	4	9	10	9	10	10	11	9	11	13	9	8	11
	ベトナムネパール	8	6		7	9	10	12	15 2	19	23 1	21	16 2	13	15 3	32 7	34 8	40	42 5	38	30	28
アジア	ラ オ ス	1	1	1	1	1	1	1	2	2	3	2	1			2	2		2	1		1
	カンボジア インド		1	1		1	1	1	2	3	3	2	2	1	3	1	3	5	6	7	1 5	6
	スリランカ	5	5	5	3							1	1	5	5	4	1	2	1	1		
	ミャンマーパキスタン	1	1	1 2	1 2	3	3	1	2	2	3	1 5	6	1 4	2	1 2	2	11 4	25 7	31 7	24	11 12
	モンゴル	2	1	1	2	2	2	4	6	5	7	9	8	8	9	14	20	20	10	4	3	
	シンガポールブ ー タ ン	1	1	1															1	1	1	1
	フィリピン	1	1	1		1	1		1	1	1	1			4	4	2	2				1
	キルギス共和国 サウジアラビア	1											1									1
H 15 +	トルコ	1	1	1									,						1			
中近東	シ リ ア イ ラ ン	1		1	3	3	2	1	1				1	1	1				2	2	2	2
	イスラエル				1													-				-
	アルジェリア ナイジェリア	1												1	1	1	1	1			1	1
	ケニア	1	1	_	1	1	1		_													1
	エジプト南アフリカ	3	5	5	6	5	3	4	5	5	4	3	3	5	4	8	9	11	9	6	3	3
	スーダン			2				0														
	<u>コンゴ共和国</u> モザンビーク	2	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1								
アフリカ	セネガル				1	1	1	1				0	0	0								1
	カメルーンモロッコ					1	2	2			1	3	3	2							1	1
	ウガンダ						1	1	1			1		0								
	ガ ー ナ ベ ナ ン										1			2	1	1	1				1	1
	マダガスカル														,	,		,		1		
	ブルキナファソ ガ ボ ン														1	1	1	1				1
北米	ア メ リ カカ ナ ダ	1	1	1				2			1		1		2	2		1				2
	ブラジル	5	3	3	2	3	3	3	2	2	2	3	3	2	2	2	1	1	5	1	4	5
	アルゼンチンボ リ ビ ア	1	1	1	1									1								
	パナマ	1	1	1	1																	
中南米	メキシコパラグアイ			2						1	1											1
	パ <i>ル</i> ー				1					1	1		1									
	ホンジュラス チ リ												1					1				
	オーストラリア				1								1					1				
オセアニア	パ ラ オ パプアニューギニア			1	1	1														1	1	1
	ロシア		5	5	8	5	7	7	6	4	5	7	2	6	6	3	4	6	4	3	2	2
	<u>ラ ト ビ ア</u> ウ ク ラ イ ナ		1								1						1	2				
	グルジア		1		1												1					
	ウズベキスタン モ ル ド バ	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1									
1	ハンガリー			1		1	1	1	1	1	1	1										
	ギ リ シ アポーランド																				1	
	デンマーク															1					1	
	スウェーデン イ タ リ ア						1						1	1								
ヨーロッパ	イギリス													1					1	1	1	1
	アイルランドフィンランド				4	1	2	1				1			1	2		2				1
1	ルクセンブルグ								-				,	,			-					
	チ ェ コブルガリア							1	1		3	1	1	1			1	1	1			
1	アルバニア								1	1	1	1	1	2		4	2					
	ド イ ツスペイン									1			1	1	1		1	1	1			
1	フ ラ ン ス										2	1		1		2	1					
	ス イ ス ル ー マ ニ ア														1	1						
1	ベルギー																	1				1
合	オ ラ ン ダ ` 計	414	424	457	447	469	495	497	502	495	514	513	490	454	444	460	461	473	438	387	334	349

3 外国教育施設日本語指導教員派遣事業

Regional and Educational Exchanges for Mutual Understanding

富山県では、公立の中学・高校の教員を外国の中等教育施設へ派遣し、日本語教育や教育・文化交流活動を通して、我が国の学校教育の国際化及び地域レベルの国際交流を促進しています。

本事業は、平成25年度までは地方公共団体が、文部科学省及び総務省の協力を得て行うREXプログラムにより実施していましたが、平成26年度からは、県単独事業となりました。

さらに、平成27年7月28日に独立行政法人国際協力機構(JICA)と富山県の間で、日本語指導教員派遣を行うための合意書を交換、締結されたことにより、平成28年度からはJICAの「日系社会青年海外協力隊事業」(現職教員特別参加制度)により、ブラジルへの教員派遣を行うこととなりました。

(1) 事業の目的

- ・海外において日本語、日本文化の普及を果たすこと。
- ・我が国の学校教育の国際化を促進すること。
- ・地域における国際交流を促進すること。

(2) 派遣事業の内容

- ・地方公共団体は、姉妹都市交流等地域レベルの国際交流事業の一環として、中・高等学校の教員を外国の中等教育施設に派遣します。
- ・派遣教員は、派遣先で日本語教育に従事し、地域レベルの国際交流活動を行います。
- ・帰国した派遣教員は、地方公共団体が実施する地域レベルの国際交流活動に協力します。
- (3) 派遣期間 毎年4月から2年間(日本語教授法等の事前研修を含む。)
- (4) 派遣先 本事業は姉妹都市提携等による交流を基礎として、原則、提携先の学校に派遣されます。

(5) 派遣実績

本県からは、友好提携先である中国・遼寧省及びアメリカ・オレゴン州、県出身移住者の子弟の多いブラジル・サンパウロ州第三アリアンサ地区に日本語教師を30名以上派遣しました。

【派遣者】

年度	アメリカ合衆国オレゴン州	中華人民共和国 遼寧省	ブラジル 第三アリアンサ
H 2	野 上 裕 子	-	-
Н 3	野上 裕子、山下 徹 林 要 昭		-
H 4	山下 徹、林 要 昭 越 井 寿 雄	1	
Н 5	越井 寿雄、水井 修	-	-
Н 6	水井 修、宮島 敏枝	-	ı
H 7	宮島 俊枝、渡部 隆志	-	ļ
Н 8	渡 部 隆 志	吉野俊哉	_
Н 9	河 合 玲 子		_
H 10	1.0 1 1.1	倉 橋 尚 子	_
H 11	青木希	<i>)</i> □ 1 □ □ 1	-
H 12	H N N	中 野 徹 生	_
H 13	岩瀬裕嗣		_
H 14	ליווו בין אמי בול	酒 井 和 重	_
H 15	吉 田 真 紀 子		_
H 16		竹林和美	島田裕次郎
H 17	前田隆史	13 11 11 22	
H 18		中 田 知 子	川口明子
H 19	金井美涼	7	
H 20		梅木愛	玉 分 昭 光
H 21	-		
H 22	-	石 井 仁	大 木 伸 宏
H 23	-		
H24~25	中野亜希子	川上徹	宮 川 純
H26~27	=	高 井 奈 央 子	谷 英 志
H 29	-	-	土 田 俊 輔
H30∼R1	_	-	中村健太郎

在外教育施設派遣事業 4

・海外で生活する小・中学生年齢層の子女教育の充実を図ることを目的として、海外の日本人学校に原則2年間、教師を派遣しています。 (所管:文部科学省)

	S {

	台	189	2)	9	92	(21)	∞		356	(9	1
		18	(15)	92	12	(2	<u> </u>			(36)	4
	4	9		1					7		-
	33	5		1					9		
	2	rc		1		(1)			9	(1)	
	比	9		1		(1)			∞	(1)	
	30	2		2	-				∞		
	29	9		23		(1)			∞	(1)	
	28	2		2					∞		
	27	9	(1)	2		(1)	П		6	(2)	_
	26	5	(1)	2	H	(1)			6	(2)	
	25	8	(1)	2	П	(2)			11	(3)	
	24	2	(1)	1	2	(2)			10	(3)	4
	23	8	(1)	1	2	(1)			11	(2)	
	22	2	(1)	2	23	(1)			11	(2)	4
	21	2	(1)	2	2	(1)	П		12	(2)	
	20	9	(1)	2	33	(1)	1		12	(2)	
	19	4	(1)	1	22		2		12	(1)	
	18	3	(1)	3	5				12	(1)	
	17	10		4	ις				20		
	16	10		2	က	(1)			19	(1)	
	15	8	(1)	5	4				17	(1)	ے د
	14	10	(1)	3	4	(1)		H	18	(2)	アメリカ・オレゴン州、中国・遼寧省への日本語教師派遣を含む
	13	10	(1)	4	က	(1)		H	18	(2)	派遣
	12	6	(1)	4	4			П	18	(1)	教師〉
	11	4	(1)	2	4				10	(1)	本語
	10	4		2	က	(1)			6	(1)	り日フ
	6	3		3	-	(1)			7	(1)	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	∞	4		3	П	(1)			∞	(1) (1)	英国/
	7	1		1		(1)			က	(1)	· H
	9	1			-				2		#
	5	1		1	-	(1)			က	(1)	\ ₹
	4	2		2	-			П	9		Ľ Z
	3	1		1	က				വ		*
k況	2			1	က				4		1) 73
:遣り	吊	2		2	-				വ		X
員派	63	3		1	—				9		· / /
つ教	62								П		141
₽Z)	$\begin{array}{c} 56 \\ \sim \\ 61 \end{array}$	2		П	4				7		17:
、施記	$\begin{array}{c} 51 \\ \sim \\ 55 \end{array}$	4		1	23				2		7
教育	40 ~ 50	1		23					က		イバ
(在外教育施設への教員派遣状況	年度 派遣先	アジア		Г Д Х	アメリカ		アフリカ	オセアニア	11/11 11/11		注)ブラジル・アリアンサ村、
*	/ 完	7		m	~		<u> </u>	₩	`] #

資料:富山県教育委員会教職員課

5 公益財団法人とやま国際センター (T I C)

Toyama International Center Foundation

公益財団法人とやま国際センターは、県民総参加の国際交流を展開し、富山県の国際化を推進することを目的として、県内の行政機関、大学、経済界、各交流団体ならびに県民各層の方々が一体となり協力して設立された「民間レベルの国際交流」のための団体です。

同センターは、富山駅北地区インテックビル(タワー111) 4階にあり、県民の皆様に海外の各種の情報を提供するとともに、海外から訪れた外国人には、富山県の情報や滞在の便益を提供しています。また、異文化とのふれ合いや相互交流、相互理解を深めるための事業のほか、さまざまな国際交流・協力、多文化共生事業を展開しています。

平成2年1月、富山県における中核的民間国際交流組織として自治大臣の認定を受け、行政機関と民間団体や県民の橋渡し役として活動してきたところですが、平成6年4月、富山県海外協会と統合し、青年海外協力隊の国際協力関係業務や旅券関係業務を加え、常勤の理事を置くなど組織体制が強化されました。また、平成7年3月には、特定公益増進法人の認定を受け、情報提供機能の強化や新たな事業を展開するため、一層の財政基盤の充実に取り組んでいます。

平成15年2月には、日本海学の研究推進と普及を図るため「日本海学推進機構」を設立したほか、同年4月には、日本への留学を志す外国青年に対し大学の進学に必要な日本語教育を行う「TIC 日本語学校」を開校しました(平成18年3月閉校)。また、平成16年4月には、中国との経済、文化等の交流活動支援のため、中国大連市内に「富山県大連事務所」を開設するとともに、環日本海についての理解を深め交流を推進する場として、富山市内に「環日本海交流会館」を運営していました(令和4年度で運営終了)。

平成23年4月には、平成20年12月にスタートした新公益法人制度に対応するため、公益財団法人に移行しました。

< 令和5年度 主な事業 >

1 国際交流事業

- ① 草の根国際交流等の活動に対する助成
- ② とやま国際草の根交流賞
- ③ 国際交流フェスティバル

2 国際協力事業

- ① とやま研修員等の受入事業
- ② 外国人留学生への支援
 - ・県費留学生の受入
 - ・ 私費留学生への支援
 - ・アセアン留学生の受入
- ③ NOWPAP(北西太平洋地域海行動計画)支援協力事業
- ④ 青年海外協力隊事業への支援
- ⑤ 海外移住者及び関連団体への支援

3 多文化共生事業

- ① 多文化共生フォーラム開催事業
- ② 富山県外国人ワンストップ相談センターの運営
- ③ 地域日本語教育事業
- ④ 災害時の外国人支援のための防災訓練事業
- ⑤ オンライン多文化理解連続講座

4 国際理解・研修事業

- ① 語学講座の開催(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語)
- ② 国際理解出前講座
- ③ 国際交流サロン

- ④ とやま国際塾
- ⑤ 国際交流ひろば
- ⑥ 国際理解のための教材、国旗及び民族衣装の貸出し

5 情報サービス事業

- ① 情報発信事業
 - ・機関紙「TIC NEWS」
- ② デジタル化対応研修会
- ③ 国際交流人材バンク

6 富山県大連事務所運営事業

- ① 経済交流の推進
- ② 各種交流事業への支援
- ③ 富山ファン倶楽部の活動

7 日本海学推進事業

- ① 日本海学講座
- ② 日本海学シンポジウム
- ③ 大学講座等推進事業
- ④ 日本海学研究グループ支援事業
- ⑤ 環日本海学術ネットワーク特定テーマ研究支援事業
- ⑥ 富山湾の魅力体験親子教室

8 旅券関係事業

旅券発給申請の受理及び交付事務の補助業務等

富山市:マリエとやま7階「富山県旅券センター」 TEL: (076) 445-4581 高岡市:御旅屋セリオ7階「富山県旅券センター高岡支所」 TEL: (0766) 27-1855 (高岡旅券センター)

◆ 問い合わせ先 公益財団法人とやま国際センター

〒930-0856 富山市牛島新町5-5 インテックビル 4F

TEL (076) 444-2500 FAX (076) 444-2600 ホームページ: http://www.tic-toyama.or.jp/

e-mail: tic@tic-toyama.or.jp

◎ 日本海学推進機構

1 趣旨

日本海とその周辺及び関連地域全体を、生命の源である海を共有する一つのまとまりとして とらえ、海との関わりを軸にその自然・文化・歴史・経済などを総合的に研究し、新たな領域 を創造するとともに、地域間の交流を促進し生命の輝きが増す未来を構想する取り組みである 日本海学を推進します。

2 機能

- ・ 研究プロジェクトの企画立案 ・研究成果の蓄積及びデータベースの構築
- ・ 関係機関との連携の推進 ・日本海学普及に関する事業の企画立案 など

3 組織の概要

設 置 者 公益財団法人とやま国際センター

事 務 局 富山県国際課内

設立年月日 平成15年2月10日

運 営 委 員 推進機構の運営について審議します。 (10名)

専門委員 研究の方向性についてそれぞれの専門分野から指導助言を行います。

(10名)

アドバイザー 日本海学の推進に関する情報提供・助言を行います。

◆ 問い合わせ先

日本海学推進機構

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 (富山県国際課内)

TEL 076 - 444 - 3156 FAX 076 - 444 - 9612

URL http://www.nihonkaigaku.org/

◎ 富山県大連事務所

1 趣旨

中国経済が目覚しく発展し、県内企業の中国進出、各種交流の拡大などが進むなか、中国に おける県の活動拠点として、中国遼寧省の大連市に事務所を開設し、県民、企業、大学等が実 施する経済、学術・文化・スポーツなどの各種交流活動を支援しています。

2 概要

(1) 名称 富山県大連事務所

(2) 機能 経済交流(企業への支援、企業誘致、観光客誘致)のほか、学術文化交流、

環境協力、留学生支援など多様な機能

(3) 職員 4名(日本人2名、中国人2名)

(4) 開設時期 平成16年4月(開所式5月21日)

【令和4年度実績】

単位(件)

	相談形態													
電話 来所				出張(訪問)			E-mail		オンラ (Zoom、		合計			
3	1	47			197		126		26	5		666		
					相談区分	}								
観	光		経	済							そ			
インバ ウンド	アウト バウン ド	日本 県内企 業団体	日本 県外3 業団(本 中国 小企 企業		教育	文化	環境	ファン クラブ	留学	での他	合計		
37	12	115	116		179	55	16	1	31	0	104	666		

3 事業内容

- (1) 経済交流の推進
 - ① 県内企業への支援
 - ・中国全土を対象に企業立地環境、消費市場等について情報収集・提供
 - ・中国国内の専門家(会計、法務等)による専門相談、販路拡大支援
 - ② 中国からの企業誘致
 - ③ 観光客の誘致(観光PR活動の実施)
- (2) 学術文化交流等の各種交流事業への支援
 - ・学術研究交流、文化交流、環境協力、留学生受入などの各種交流事業の支援
- (3) 「富山ファン倶楽部」への活動支援
 - ・研修や留学などで富山県に滞在経験等のある中国人により構成する「富山ファン倶楽部」 の事務局運営などの活動支援
- (4) その他
 - ・企業や大学等が自由に利用できる事務スペースの設置
- ◆ 問い合わせ先

富山県大連事務所

〒116011 中国遼寧省大連市西崗区中山路 147 号 申貿大厦 7 F

TEL +86 - 411 - 8368 - 7879 FAX +86 - 411 - 8368 - 2919

E-mail: dalian@toyama.com.cn URL http://www.tic-toyama.or.jp/dalian/

◎ 富山ファン倶楽部

1 趣旨

研修や留学などで富山県に滞在経験等のある中国人の人的ネットワークを構築し、会員相互の親睦を図るとともに、富山県と中国との各分野における交流活動に協力することにより、富山県と中国との相互発展を図ることを目的に設立されました。

2 概要

(1) 名称 富山ファン倶楽部

(2) 事務局 富山県大連事務所

(3) 設立日 平成16年5月18日

(4) 代表世話人 陳 鉄城 (ちん てつじょう)

(5) 会員数 419名(令和5年3月31日現在)

遼寧省 359 名 (瀋陽市 199 名、大連市 131 名、省内各市 29 名)、

上海市 24 名、その他 36 名

3 活動内容

- (1) 総会・交流会の開催
- (2) 会員への富山県情報の提供、富山県関連行事の開催の案内
- (3) 会員間の交流の促進、会員の富山県企業等への紹介
- (4) 会員名簿の作成、更新、新規会員の加入促進

◆ 問い合わせ先

富山ファン倶楽部事務局(富山県大連事務所)

〒116011 中国遼寧省大連市西崗区中山路 147 号 申貿大厦 7 F

TEL +86 - 411 - 8368 - 7879 FAX +86 - 411 - 8368 - 2919

E-mail dalian@toyama.com.cn

◎ 国際交流人材バンク

公益財団法人とやま国際センターでは、県民各層の幅広い参加による国際交流活動を促進する ことを目的に、国際交流のための人材の募集及び登録並びに紹介を行う国際交流人材バンクを設 けています。

登録・紹介する人材の分野

(1) 通訳者

県、市町村及び国際交流団体等が実施する行事において、通訳に関して協力することができる人材

(2) 翻訳者

県、市町村及び国際交流団体等が行う文書の翻訳に関して協力することができる人材

(3) ホストファミリー

県、市町村及び国際交流団体等が実施する行事等において、次に規定する方法により外国 人の受け入れに協力することができる家庭

- ①ホームステイ 外国人を家庭に宿泊させ、交流を深める
- ②ホームビジット 外国人を日帰りで家庭に招待し、交流を深める
- (4) 日本語指導者

外国人に対して日本語を指導することができる人材

(5) 海外事情紹介者

県、市町村及び国際交流団体等が実施する行事等において、次のような海外での事例を紹介することができる人材

- ①外国の文化・習慣等を紹介することができる人材
 - 外国人留学生や海外長期滞在経験者など
- ②国際協力活動等を紹介することができる人材

国際協力機構等が主催する各種ボランティア事業経験者など

(6) 災害等外国人支援ボランティア

大規模災害時に、センターの要請に基づきボランティアとして通訳・翻訳を通じた情報収集・提供等の活動を行う。

◆ 問い合わせ先

公益財団法人とやま国際センター

〒930-0856 富山市牛島新町 5-5 インテックビル(タワー111)4 F TEL 076 - 444 - 2500 FAX 076 - 444 - 2600

6 公益財団法人富山県新世紀産業機構 アジア経済交流センター

Toyama New Industry Organization Asia Business Promotion Center

環日本海地域との経済交流が活発化するなかで、より幅広いニーズに対応できるよう、平成 5 年 10 月に設置した「環日本海貿易交流センター事業」の事務局の組織の見直しを行い、平成 16 年 10 月に、(財)富山県新世紀産業機構の一部門として「環日本海経済交流センター」が発足しました。平成 30 年 4 月には、今後ますます高まるアジア地域との経済交流をサポートすべく、「アジア経済交流センター」に改称しました。(独法)日本貿易振興機構(JETRO)、北陸環日本海経済交流促進協議会(北陸 AJEC)、(独法)国際協力機構北陸センター(JICA 北陸)等と連携しながら、環日本海地域を中心としたアジア地域との経済交流を推進しています。

事業概要

1 アジア経済交流の推進

アジア地域における貿易・投資等の経済活動を促進するため、アジア地域の情報を収集し、刊行物やインターネット等を通じて提供します。

2 貿易・投資コンサルティング、富山県海外販路開拓サポートデスク

海外経験の少ない県内中小企業等の海外販路開拓を総合的に支援するため、アジア地域の貿易等に関する専門知識や実務経験が豊富な専門家を配置し、企業からの貿易や海外進出等についてのご相談に応じ、アドバイスします(事前予約制・無料・1回約1時間程度)。

3 海外市場開拓の支援

・販路開拓挑戦応援事業(とやま中小企業チャレンジファンド事業)

県内中小企業の販路開拓を支援するため、海外で開催される展示会や見本市への出展等に対し助成します(助成率 1/3、限度額 50万円)。

経済交流ミッションの派遣

海外とのビジネス交流の促進を図るため、訪問団を派遣し、現地調査、企業訪問、商談等を実施 します。

・海外バイヤー招へい商談会の開催

経済成長著しいアジア地域をはじめとする海外への市場開拓を進めるため、当該地域から食品・ 工芸品分野のバイヤーを招へいした商談会を開催します。

・海外販路開拓サポートデスクの設置

アセアン地域等での県内企業の事業展開を一層促進するため、海外販路開拓マネージャーを配置 し、海外展示会の出展サポートなど、県内企業の海外展開を支援します。

4 富山県ものづくり総合見本市

令和5年10月に開催予定の「T-Messe2023富山県ものづくり総合見本市」において、県内企業と 海外企業との経済交流を促進します。

5 新輸出大国コンソーシアムへの参加

政府系機関、地域の金融機関や商工会議所など国内各地域の企業支援機関が連携して、海外展開を図る中小・中堅企業等に対して総合的な支援を行う「新輸出大国コンソーシアム」に参加しています。

◆問い合わせ先

公益財団法人富山県新世紀産業機構 アジア経済交流センター

〒930-0866 富山市高田 527 富山県総合情報センター (情報ビル) 2階

TEL 076-432-1321 FAX 076-432-1326

E-mail asia@tonio.or.jp URL https://www.near21.jp

7 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)Northwest Pacific Action Plan

1 NOWPAPとは

- (1) NOWPAP(北西太平洋地域海行動計画)は、国連環境計画(UNEP)が提唱する地域海行動計 画 (Regional Seas Programme) の一つで、日本海及び黄海の海洋・沿岸環境の有効な利用・開発・ 管理を目的とした取組みです。日本、韓国、中国、ロシアが参加し、1994年9月の第1回政府間 会合(於ソウル)において採択されました。
- (2) 各メンバー国に、NOWPAPの事業を担当する地域活動センター(RAC: Regional Activity Centre)が指定されており、我が国では、本県が中心となって設立した(公財)環日本海環境協力 センターが、人工衛星等によるモニタリング及び沿岸環境評価を担当する地域活動センター (CEARAC) に指定されています(組織図参照)。
- (3) なお、このような取組みは、北西太平洋のほか、地中海、カリブ海、黒海等、世界 18 地域にお いて、沿岸国により進められています。
- (4) 2017 年 12 月には第 22 回政府間会合が富山県において開催され、日本海及び黄海のさらなる環 境保全の推進にむけた協議が行われました。

2 NOWPAP RCU(Regional Coordinating Unit:地域調整部)

- (1) RCUは、NOWPAPの「本部事務局」として、事業の調整、各種会合の開催、財務管理、各メ ンバー国・RAC及び他の国際機関との連絡調整などを主な業務としています。
- (2) RCU は、UNEP により、富山市と韓国・釜山市に共同設置され、2004 年 11 月に開所式が行わ れました。富山、釜山各事務所に職員(国連職員)が配置されています。
- (3) RCU 富山事務所は日本海側初の国連機関です。

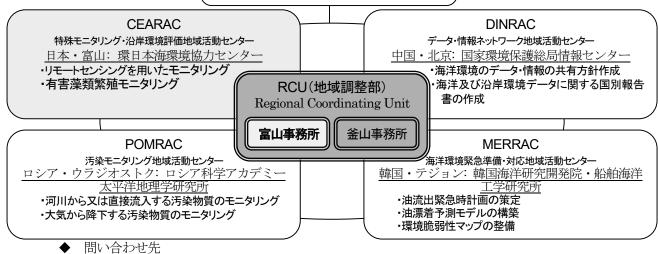
3 NOWPAP の活動

NOWPAP は、各RACが主体となって、以下のような活動を行っています。

- 人工衛星を活用したリモートセンシングによる海洋環境のモニタリング
- NOWPAP 地域内の海洋・沿岸環境に関するデータ・情報システムの確立
- 油流出事故のような海洋汚染の緊急事態への準備・対応
- NOWPAP 地域の海洋・沿岸環境モニタリング活動の調整・協力体制の確立
- 海洋ごみ問題への対応

本県としては、UNEP、国、(公財)環日本海環境協力センター等と連携し、NOWPAP の活動及び RCU の運営を支援していくことが重要と考えています。

政府間会合 Inter Governmental Meeting (IGM) 各国政府代表で構成される最高意思決定機関



NOWPAP RCU 富山事務所 〒930-0856 富山市牛島新町5-5 TEL 076-444-1611 FAX 076-444-2780

ホームページ https://www.unenvironment.org/nowpap/ja

8 公益財団法人環日本海環境協力センター(NPEC)

Northwest Pacific Region Environmental Cooperation Center

日本海及び黄海は、沿岸諸国にとって、漁業資源、海上交通、レクリエーションなどの恩恵をもたらす共有財産であり、これらの恵沢を次世代へ継承していくことは私たちの大きな責務です。

公益財団法人環日本海環境協力センターは、この責務を担い、国や地域などとの連携協力をもとに、 沿岸地域の流域管理をも視野に入れた日本海及び黄海における海洋環境保全に寄与することを目的として、平成10年9月に設立されました。

また、国連環境計画(UNEP)の提唱により、日本、中国、韓国及びロシアにより進められている「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」の第4回政府間会合が平成11年4月に北京において開催され、公益財団法人環日本海環境協力センターは「特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター(CEARAC)」に指定されました。

【主な事業概要】

1 環境保全に関する交流推進事業

対話と交流を通し、沿岸諸国の自治体が主体的に環境保全に取り組む環境づくりを醸成していくた めの事業

- (1) 北東アジア地域自治体連合(NEAR)環境分科委員会の推進
- (2) 海洋環境保全パートナーシップの形成

2 環境保全に関する調査研究事業

日本海及び黄海の環境保全の推進のため、国内及び沿岸諸国の自治体、研究機関等と共同で調査研究を実施する事業

- (1) 漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業
- (2) 富山湾リモートセンシング調査事業
- (3) 中国遼寧省との環境保全対策協力事業
- (4) 海洋教育 Web アプリの開発及び出前授業の実施事業
- (5) 海洋教育トランクキット及びオンライン教材を組み合わせたハイブリッド学習教材の開発

3 環境保全に関する施策支援事業

沿岸諸国の自治体が相互に環境に関する情報の収集・提供やノウハウの共有を図るため、人材育成 や人的ネットワークの構築を推進するための事業

- (1) 広報・普及啓発(ホームページ・イベント等による情報発信)
- (2) 北東アジア地域生物季節調査推進事業
- (3) 北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業
- (4) 北東アジア地域環境ポスター展推進事業
- (5) 国際環境協力インターン・ボランティアプログラム

4 NOWPAP推進事業

NOWPAPの「特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター(CEARAC)」としての活動を推進するための事業

- (1) 地域活動センター(RAC)事業 (日本海等の環境影響調査、リモートセンシングを活用した特殊モニタリング手法の開発等)
- (2) 地域活動センター(RAC)の運営
- (3) NOWPAP地域調整部(RCU)への支援

◆ 問い合わせ先

公益財団法人環日本海環境協力センター

〒930-0856 富山県富山市牛島新町5-5 タワー111 6F

TEL 076-445-1571 FAX 076-445-1581

NPECホームページ https://www.npec.or.jp

CEARACホームページ (英語) https://cearac.nowpap.org/

9 富山大学研究推進機構サステイナビリティ国際研究センター (旧極東地域研究センター)

1 設立の経緯

1958年に富山大学経済学部内に北陸経済研究所(学部内措置)として発足し、1997年に学内共同利用施設(学内措置)として環日本海地域研究センターに発展的に改組し、2001年4月には文部科学省の省令に基づき極東地域研究センターが設置されました。極東地域研究センターは2023年4月1日に改組され、現在のサステイナビリティ国際研究センターが設立されました。

2 目的

各国・地域の国境・境界・研究領域に縛られない新たな地域研究の推進を目指し、グローバルにサステイナビリティ学を推進し、今日の地球が直面する喫緊の環境的・社会的課題に取り組むことを目的としています。新しく作られたロゴには、自然環境と共生した持続可能な社会が表現されています(右図参照)。

3 研究課題

地球規模での持続可能性研究の推進、環境および社 会的課題への取り組み、持続可能な未来に向けた革新 的なソリューションの育成に焦点を当てています。

MEANINGS 〈ロゴに込められた意味〉 太陽、月、人間 海、川、風

山、太陽(月)、海(川)の間に人間(社会)がある。 ロゴ下部の無限マークのような形は、「持続可能な社会」 を表現していると同時に、海や川、風などの流れも表している。 山に富み、自然豊かな富山県らしいロゴであり、多くの人 にとっても親しみのあるモチーフである。

ユニバーサルデザインの観点から、単色でも意味が伝わり、 使用者や使用媒体によって色を変えられる等、より多くの 人が利用しやすい、柔軟性のあるロゴになっている。

4 研究手法と成果の公表

グローバルに学術ネットワークを形成しつつ、地域研究・地理情報システム・リモートセンシング・農業経済学・水資源管理・社会生態学・保全生物学など、多様な分野の研究者が精力的に研究を進めています。得られた研究成果は、国内外での研究会等や学会誌及びホームページ等で公表しています。また、行政や企業等の地域社会への貢献にも力を注ぎたいと考えています。

◆ 問い合わせ先

富山大学研究推進機構サステイナビリティ国際研究センター 〒930-8555 富山市五福 3190 TEL(076)445-6510 FAX(076)445-6520

ホームページ http://www3.u-toyama.ac.jp/grass/



10 日本国際連合協会

The United Nations Association of Japan

1 設立の経緯

日本の国際連合への加盟を実現するために、昭和22年、民間団体として(財)日本国際連合協会が 創設されました。

2 活動内容

「国連」に対する関心と認識を深めてもらうとともに、国際理解・国際協力の普及を図る目的で次のような事業を実施しています

- ・国際理解・国際協力のための全国中学生作文コンテスト
- ・国際理解・国際協力のための高校生主張コンクール
- ・国連および国際問題に関する講演会の開催

3 「国際理解・国際協力」のためのコンテスト全国大会入賞者

区 分	氏 名	学 校 等	題名
平成 27 年度 〔主張コンクール〕 特賞 外務大臣賞 ※	中西明生	富山県立中央農業高等学校	「創設70周年を迎えた国連の使命 と国連における日本の役割」 ~Action, not words!~
平成28年度 〔主張コンクール〕 優秀賞 安達峰一郎記念財団賞	中川 江理	富山県立中央農業高等学校	「昨年『持続可能な開発のための2030 アジェンダ』が採択されたが、今後、日本と国際社会はどのようにしてアジェンダの実施に取り組むべきか。」 ~Think Globally、Act Locally ~
平成 28 年度 [作文コンテスト] 金賞	上田 倫弘	南砺市立井口中学校	「昨年3月には、仙台において、第3回国連 防災世界会議が開催された。日本と国際社会 は、今後、どのように防災に取り組むべきか。」 〜災害の積極防衛の拠点を創設する〜
平成 29 年度 〔主張コンクール〕 優秀賞	毛利 真尋	富山国際大学付属高等学校	「持続可能な開発のために、日本において取り組むべきこと」 ~世界の子どもたちを笑顔に~
平成 30 年度 〔作文コンテスト〕 NHK 会長賞	山﨑 充眞	南砺市立井口中学校	「日本国内外で困っている人々のために、自分には何ができるか。」 〜実感あるボランティア活動を行うために〜
平成30年度 〔作文コンテスト〕 金賞	澤谷 松風	射水市立大門中学校	「国と国が仲良くするために, 自分に は何ができるか。」
平成 30 年度 〔主張コンクール〕 特賞 外務大臣賞 ※	谷口 珠綺	富山県立中央農業高等学校	「日本国内における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて、今、私達ができること。」
令和元年度 〔作文コンテスト〕 特賞 文部科学大臣賞	北林 愛里咲	射水市立小杉南中学校	「違う価値観を持つ人たちと共存するためにどうすべきか。」
令和元年度 〔主張コンクール〕 優秀賞	村上、果璃	富山国際大学付属高等学校	「海洋プラスチックごみ問題をなくす ために、私たちが国連とできること。」
令和2年度 〔主張コンクール〕 優秀賞	沼田 玲杏	富山国際大学付属高等学校	「国連創設 100 周年の 2045 年、よりよい未来を迎えるための提案」 〜世界の問題をレレバンス化することで〜
令和3年度 〔作文コンテスト〕 銀賞	河村 朋花	高岡市立五位中学校	「もし世界の問題を一つだけ解決できるとしたら、何を解決し、どんな世界にしていきたいか。」 ~ランドセルにこめた可能性~
令和4年度 [作文コンテスト] 佳作	松井 菜奈	立山町立雄山中学校	「持続可能な開発目標 (SDGs) の中で 一つ目標を選ぶとしたら、どのような 理由でどの目標を選ぶか。また、その 目標をどのように達成するか。」

※特賞受賞者2名は、「奥・井ノ上記念青少年国連視察団」として米国ニューヨークへ派遣され、国際連合本部の視察 や国連関係者との懇談等に参加しました。

4 国際提唱運動(主なもの)

【国際デー】

2月 4日	世界がんの日	9月27日	世界観光デー		
- / / -			-3.134 -		
3月 3日	世界野生動物の日	10月 2日	国際非暴力デー		
3月 8日	国際女性の日	10月第1月曜	世界ハビタット・デー		
3月21日	国際人種差別撤廃デー 国際森林デー	10月10日	世界メンタルヘルス・デー		
3月22日	世界水の日	10月13日	国際防災の日		
4月 7日	世界保健デー	10月16日	世界食料デー		
4月23日	世界図書・著作権デー	10月17日	貧困撲滅のための国際デー		
5月 3日	世界報道自由デー	10月24日	国連デー 世界開発情報の日		
5月15日	国際家族デー	11月20日	世界の子どもの日		
5月22日	国際生物多様性の日	11月21日	世界テレビ・デー		
6月 4日	侵略による罪のない幼児犠牲者の国際デー	11月25日	女性に対する暴力撤廃の国際デー		
6月 5日	世界環境デー	12月 1日	世界エイズ・デー		
6月26日	国際薬物乱用・不正取引防止デー	12月 2日	奴隷制廃止国際デー		
7月 第1 土曜	国際協同組合デー	12月 3日	国際障害者デー		
7月11日	世界人口デー	12月 5日	経済・社会開発のための国際ボランティア・デー		
8月 9日	世界の先住民の国際デー	12月10日	人権デー		
9月 8日	国際戦字デー	12月20日	人間の連帯国際デー		

【国際年】

1959~60年	国際難民年	2003年	国際淡水年、キルギス国家年
1961年	国際保健医療研究年	2004年	国際コメ年、奴隷制との闘争とその廃止を記念す
1965年	国際協力年		る国際年
1967年	国際観光年	2005年	国際マイクロクレジット年、世界物理年、スポー
1968年	国際人権年		ツと体育の国際年
1970年	国際教育年	2006年	砂漠と砂漠化に関する国際年
1971年	人権差別と闘う国際年	2008年	国際惑星地球年、国際衛生年、国際言語年
1974年	世界人口年	2009年	国際和解年、世界天文年、世界人権学習年
1975年	国際婦人年	2010年	国際生物多様性年、文化の和解のための国際年
1978~79年	国際反アパルト〜イト年	2010~11年	国際ユース年
1979年	国際児童年	2011年	国際森林年、アフリカ系の人々のための国際年
1981年	国際章害者年	2012年	国際協同組合年、すべての人のための持続可能工
1983年	世界コミュニケーション年		ネルギーの国際年
1985年	国連年、国際青年年	2013年	国際水協力年、国際キノア年
1986年	国際平和年	2014年	国際家族農業年、パレスチナ人民連帯の国際年
1990年	国際設定年	2015年	光および光技術の国際年、国際土壌年
1992年	国際宇宙年	2016年	国際マメ年
1993年	世界の先住民の国際年	2017年	開発のための持続可能な観光の国際年
1994年	国際、スポーツ年、国際家族年	2019年	先住民言語の国際年
1995年	第二次世界大戦の犠牲を記念する世界年	2020年	国際植物防疫年
1996年	貧困撲滅のための国際年		看護師と助産師の国際年
1999年	平和の文化国際年、国際感謝年	2021年	持続可能な開発のための創造的な経済の国際年
2000年	国際ボランティア年、国連文明間の対話年、人		平和と信頼の国際年
2001年	種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対す		児童労働の根絶のための国際年
	る動員の国際年	2022年	零細漁業と養殖の国際年
2002年	国連文化遺産年、国際エコツーリズム年	2024年	国際ラクダ年

5 富山県本部の解散

昭和 26 年 5 月 15 日に発足した富山県本部は、平成 31 年 3 月 19 日に開催された臨時理事会及び総会の議決により、平成 31 年 3 月 29 日をもって解散しました。

◆ 問い合わせ先

富山市新総曲輪1番7号 富山県生活環境文化部 国際課 TEL(076)444-3158 FAX(076)444-9612

11 北東アジア地域自治体連合 (NEAR)

The Association of North East Asia Regional Governments

1 目的

北東アジア地域の自治体が、互恵・平等等の精神に基づき、行政・経済・文化など全ての分野において交流協力を推進し、全ての自治体間の交流協力のネットワークを形成することによって、相互理解に即した信頼関係を構築し、北東アジア地域の共同発展を目指すとともに、世界平和に寄与することを目的としています。

2 設立

1996年(平成8年)9月に韓国慶尚北道で開催された「北東アジア地域自治体会議 '96」において設立されました。

3 事業内容

- (1) 総会及び実務委員会の開催(各々隔年開催)
- (2) 地域間経済・技術及び開発に関する情報の収集及び提供
- (3) 交流・協力に関する事業の支援及び推進等

4 会員自治体 6カ国(日本、中国、モンゴル、韓国、ロシア、北朝鮮) 79 自治体

国	名	自治体数	自治体名
日	本	11	青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、 兵庫県、鳥取県、島根県
中	国	12	黒龍江省、山東省、河南省、寧夏回族自治区、湖北省、湖南省、吉林省、 山西省、内モンゴル自治区、陝西省、安徽省、遼寧省
モン	ゴル	22	中央県、セレンゲ県、オルホン県、ダルハン・オール県、ヘンティー県、フブスグル県、ホブド県、オブス県、スフバートル県、ウムヌゴビ県、ウブルハンガイ県、ザウハン県、ドンドゴビ県、ドルノド県、ドルノゴビ県、ゴビスンベル県、ゴビ・アルタイ県、ボンガン県、バヤンホルゴン県、バヤン・ウルギー県、アルハンガイ県、ウランバートル市
韓	国	16	釜山広域市、京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道、済州道、大邱広域市、光州広域市、大田広域市、仁川広域市、蔚山広域市、世宗特別自治市
ロシ	ノア	16	ブリヤート共和国、サハ共和国、沿海地方、ハバロフスク地方、アムール州、イルクーツク州、カムチャッカ州、サハリン州、チタ州、クラスノヤルスク地方、トムスク州、トゥヴァ共和国、アルタイ地方、マガダン州、ケメロヴォ州、ハカス共和国
北朝	月鮮	2	咸鏡北道、羅先特別市

5 組織

総会	・会員自治体の首長で構成する最高議決機関
松云	・議長は総会開催自治体の首長(任期: 2年)
実務委員会	・部局長級職員で構成し、実務的な事項について協議
	・委員長は議長自治体の副首長
実務者ワーク	・課長級職員で構成し、総会、実務委員会への提出議題等に関する審査
ショップ	
	・実務委員会の補助機関として課長級職員で構成
	・個別プロジェクトの円滑な推進を支援するため、情報交換、協議等を実施
	経済人文交流 (慶尚北道)、教育・文化交流(島根県)、環境(富山県)、防災(兵庫県)、海洋・漁業
分科委員会	(山東省)、観光 (河南省、寧夏回族自治区)、エネルギー・気候変動(大邱広域市)、鉱物資源
	開発(マガダン州)、農業(全羅南道)、生命・医療産業(忠清北道)、スポーツ(サハ共和国)、物
	流(黒竜江省)、国際人材交流(吉林省)、国際電子取引(河南省)、革新プラス(湖南省)、青
	年政策(クラスノヤルスク)、伝統医薬(陝西省)の17分野
	※()内はコーディネート自治体
常設事務局	・慶尚北道に長期設置し、事務総長が事務局業務を総括・監督
市 以 尹 功 问	・慶尚北道浦項市(浦項テクノパーク内)に設置

6 会議の開催実績及び予定

令和4年度実績

・実務者ワークショップ 新型コロナウイルス感染症の影響で開催延期

・第13回実務委員会 令和4年9月21日 韓国・蔚山広域市(オンライン)

7 その他

・1998年(平成10年)10月から2年間、富山県が議長自治体を担当しました。

- ・2010年(平成22年) 4月から2年間、県職員1名(山元 真弓)を日本派遣駐在官として、連合事務局(韓国・慶尚北道)へ派遣しました。
- ・2016年(平成28年)4月から2年間、県職員1名(原田 典久)を日本派遣駐在官として、連合事務局(韓国・慶尚北道)へ派遣しました。
- ・2022年(令和4年)4月から2年間、富山県庁内で日本会員自治体の連絡調整業務を行うことになりました。

12 独立行政法人国際協力機構(JICA)

Japan International Cooperation Agency

国際協力機構は、技術協力の実施機関として、前身である国際協力事業団の設立(1974年)以来、開発途上国の社会・経済が自立的・持続的に発展できるよう、国づくりを担う人材の育成を中心に様々な協力活動を実施しています。また、2008年10月には、これまでの技術協力に加え、国際協力銀行(JBIC)の円借款事業と外務省の無償資金協力(一部を除く)を承継し、一元的・包括的に援助を行う世界有数規模の国際協力機関になりました。

新しくなった JICA は、全ての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるため、様々な課題に対して国際情勢や途上国のニーズの変化に対応した協力を多様な援助手法を組み合わせ、他援助機関との連携や、国内においては自治体、NGO、大学や市民の参加をより一層進めながら、協力を実施しています。

1. 技術協力

日本の技術・知識・経験を生かし、開発途上国の社会・経済開発の担い手となる人材 育成や制度づくりを支援します。専門家の派遣や日本での研修などを行い、開発途上 国自らの問題解決能力の向上を支援します。

2. 有償資金協力

円借款は、緩やかな融資条件(長期返済・低金利)で開発途上国が発展への取り組みを実施するための資金の貸し付けを行うもので、多額の資金を要するインフラ整備などに充てられています。また、海外投融資は、開発途上国において行われる民間事業を資金面で支えるものです。

3. 無償資金協力

所得水準が低い開発途上国を対象に、返済義務を課さずに資金を供与し、学校・病院・井戸・道路など、社会・経済開発のために必要な施設の整備や資機材の調達を支援します。

4. 国際緊急援助

海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府や国際機関の要請に応じて、日本政府の決定の下、国際緊急援助隊を派遣します。被災者の救助、ケガや病気の診察、救援物資の供与、災害からの復旧活動を行います。

5. 民間連携

日本の民間企業による優れた技術・製品の導入や、事業への参入を海外投融資や中小

企業海外展開支援などにより側面支援することで、開発途上国が抱える社会・経済上 の課題解決に貢献します。

6. 市民参加協力

青年海外協力隊事業などのボランティア事業をはじめ、NGO、地方自治体、大学などの国際協力活動を支援し、さまざまな形で連携しています。また、学校教育の現場を中心に、開発途上国が抱える課題への理解を深める開発教育を支援しています。

◆ 問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構 北陸センター

〒920-0853 石川県金沢市本町1丁目5番2号 リファーレ4F

TEL (076) 233-5931 FAX (076) 233-5959

HP: https://www.jica.go.jp/hokuriku/

JICA 北陸 富山デスク

〒930-0856 富山市牛島新町 5 番 5 号 インテックビル 4 F 公益財団法人とやま国際センター内 TEL (076) 464 -6491 FAX (076) 464-6491

JICA 海外協力隊事業【一般案件】

1 青年海外協力隊/海外協力隊(一般案件)

青年海外協力隊とは、開発途上国からの要請に基づき、開発のために必要な技術・能力を身につけた 青年男女をそれぞれの国に派遣し、2年間(一部短期派遣もあり)、異なる社会や自然環境の中で相手 国の人たちと生活や協力活動を共にしながら、開発途上国の新しい国づくりに貢献する「海外ボランティア活動」です。一般案件とは、広く職種で応募する区分のことをさします。

(1) 派遣実績(令和5年3月31日現在)

発足当初は5か国40名でしたが、現在では93国と派遣取極締結をし、のべ約46,000名もの隊員が派遣され、約725名が世界各地で活躍中です。

〈富山県派遣状況〉

年度地域	S40 ∼	50 ~	60 ~	H 元 ~	H 11 ∼	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R 2 **	3	4	合計	派遣中
アジア	8	13	6	33 (3)	30 (4)	2	0	5 (1)	0	5	2 (1)	4	5	0	1	2 (2)	0	1	3	120 (11)	3
中南米	0	7	4	16	35 (2)	6 (2)	0	1	3 (1)	2	5	1	1	3 (1)	4	5 (1)	0	1	5	99 (7)	5
中近東	2	6	5	7	8 (2)	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	34 (2)	0
アフリカ	8	15	10	17 (1)	36 (7)	3 (1)	7	8 (1)	1	1	4	3	3	4	3 (1)	2 (1)	0	1	3	129 (12)	3
オセアニア	0	1	3	10	15 (1)	1	3	1	0	0	1	1	1	0	0	2	0	1 (1)	2 (1)	42 (3)	2
東欧	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6 (0)	1
合計	18	42	28	86 (4)	126 (16)	13 (3)	11	15 (2)	5	8	12 (1)	9	10	8 (1)	8 (1)	11 (4)	0	6 (1)	14 (1)	430 (35)	14

^{※()} 内:調整員・短期派遣隊員で内数

(2) 派遣先国(現在は派遣されていない国を含む)

地 域	派遣国名
アジア	マレーシア、フィリピン、ネパール、バングラデシュ、スリランカ、タイ、モルディヴ、 中国、ブータン、インドネシア、ラオス、カンボジア等
中南米	コスタリカ、ホンジュラス、ボリビア、パラグアイ、コロンビア、ドミニカ共和国、 エルサルバドル、グアテマラ、メキシコ、ニカラグア等
中近東	モロッコ、シリア、ヨルダン、エジプト、チュニジア、トルコ等
アフリカ	ケニア、タンザニア、ザンビア、マラウイ、ガーナ、セネガル、ニジェール、ボツワナ、 ジブチ、ウガンダ、エチオピア、カメルーン等
オセアニア	サモア、ソロモン、パプアニューギニア、フィジー、バヌアツ、ミクロネシア、トンガ、 マーシャル等
東欧	ルーマニア、ブルガリア等

(3) 派遣職種

職種は、要請によりますが、計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、 商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の9部門からなる190を超える職種で、中には地域 活性を手助けするコミュニティ開発など、特別な技術を必要としない職種もあります。

[※]新型コロナウィルス感染症により新たに派遣された隊員数 (R2) は0名

(4) 現地での活動

隊員の活動の舞台は、村落の一員として働くこと、教室で生徒に教えること、工事現場で指揮をとること、試験場で研究をすること等職種によって違いがありますが、共通して言えることは、自らが現地の社会や人々に溶け込み、一緒になって課題に取り組み、途上国の国づくりに挑戦していることです。

(5) 隊員になるには

- ① 資格 満20歳~69歳までの日本国籍を持つ方※一部の要請は45歳以下の方が対象です。
- ② 募集 春 (4~5月) と秋 (10~11月) の年2回
- ③ 選考

第一次選考…人物審査(書類審査)、健康診査(書類審査)、語学力審査(書類審査) 第二次選考…人物・技術面接、健康診査

- ④ 訓練 70 日間程度(任国事情に関する講義・講座、語学等の訓練)
- ⑤ 派遣

派遣時期 JICA が受入国ごとに指定する日程・旅程 派遣期間 原則として2年間(短期派遣は1年未満)

(6) 待遇等

① 現地生活費

国ごとに定めた金額が支給されます。この金額は、JICA海外協力隊としての趣旨に基づき、受入 国の住民と同等程度の生活を営むに足る金額を、物価、為替変動等を勘案の上、定めています。 なお、現地生活費とは、現地の生活費の補助であり、給料や報酬ではありません。

② 住居費

住居は、原則として受入国政府または配属機関が提供することになっていますが、国によっては 住居の提供がなく、現地の JICA 事務所が探して借りる場合もあります。その場合、現地生活費 とは別に、国・地域毎に定められた上限額の範囲内で JICA が住居費を負担します。

③ 往復渡航費

日本と受入国との往復にかかる赴帰任旅費は、JICA が負担します。

④ 国内手当(本邦支出対応手当)

無給休職または無職の方には、派遣前訓練中や派遣中に国内で支出が必要な経費等に役立てるために手当を支給します。ただし、65歳以上の方は、支給対象外です。なお、短期派遣の派遣前訓練期間中は不支給です。

⑤ 協力活動完了金

長期派遣の方で無給休職または無職の方には、当初の派遣期間を満了した場合に、協力活動完了金を支給します。

2 日系社会青年海外協力隊/日系社会海外協力隊(一般案件)

「日系社会青年海外協力隊/日系社会海外協力隊」事業は、中南米地域における日系人社会を対象に、

彼らがその国づくりのために大きな力となっていることを踏まえ、その一層の発展を支援するために、 優秀な技術とボランティア精神に満ちあふれた日本の青年を派遣する制度です。

(1) 派遣実績(令和5年1月31日現在)

中南米の9か国1,549名

富山県出身ボランティア派遣は17名

(2) 派遣職種

計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の8部門

- (3) 日系社会海外協力隊 (一般案件) になるには
 - ① 資格 満20歳~69歳までの日本国籍を持つ方※一部の要請は45歳以下の方が対象です
 - 春(4~5月)と秋(10~11月)の年2回
 - 募集
 選考

第一次選考…技術審査(書類審査)、健康診断(書類審査)、TOEIC等語学スコア提出 第二次選考…面接(技術と人物)、実技試験(該当職種のみ)、語学試験(該当者のみ)、健康診 断(問診)

- ④ 訓練 59 日間~70 日間程度(任国事情に関する講義・講座、現地語の修得等)
- ⑤ 派遣

派遣時期 JICA が受入国ごとに指定する日程・旅程 派遣期間 原則として2年間(短期派遣は1年未満)

(4) 待遇等

① 現地生活費

国ごとに定めた金額が支給されます。この金額は、JICA海外協力隊としての趣旨に基づき、受入 国の住民と同等程度の生活を営むに足る金額を、物価、為替変動等を勘案の上、定めています。 なお、現地生活費とは、現地の生活費の補助であり、給料や報酬ではありません。

② 住居費

住居は、原則として受入国政府または配属機関が提供することになっていますが、国によっては 住居の提供がなく、現地の JICA 事務所が探して借りる場合もあります。その場合、現地生活費 とは別に、国・地域毎に定められた上限額の範囲内で JICA が住居費を負担します。

往復渡航費

日本と受入国との往復にかかる赴帰任旅費は、JICA が負担します。

- ④ 国内手当(本邦支出対応手当)
 - 無給休職または無職の方には、派遣前訓練中や派遣中に国内で支出が必要な経費等に役立てるために手当を支給します。
- ⑤ 協力活動完了金

長期派遣の方で無給休職または無職の方には、当初の派遣期間を満了した場合に、協力活動完了金を支給します。

3 JICA海外協力隊短期派遣

平成17年度より「青年海外協力隊/シニア海外協力隊短期派遣」制度が新たに設置され、短期間の活動であれば参加できるという方も応募できるようになりました。また2019年度より、呼称がJICA海外協力隊(短期派遣)となり、応募区分も一般案件とシニア案件となりました。

- (1) 募集 年3回(3月、7月、11月)
- (2) 応募案件 短期派遣は一般案件とシニア案件の併願が可能です。短期派遣制度では、案件への応募となります。応募できる職種は一職種・最大3要請です。一部の要請は、45歳以下の方のみ応募可能です。
- (3) 選考 一次選考・・・技術・健康・語学審査、二次選考・・・面接、技術・健康審査(該当者のみ)
- (4) 派遣前研修 3~5日間 (語学研修はなし)
- (5) 派遣期間 原則1か月~1年未満(案件によって異なります)

JICA 海外協力隊事業【シニア案件】

シニア案件とは、一定以上の経験・技能等が必要な個別案件への応募する区分のことをさします。

1 シニア海外協力隊

- (1) 派遣対象国 インドネシア、マレーシア、タイ、ラオス、モンゴル、ネパール、トンガ、フィジー、サモア、エチオピア、ザンビア、ホンジュラス、メキシコ、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイ、ヨルダン、シリアなど
- (2) 派 遣 職 種 計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観 光、人的資源、保健・医療、社会福祉の9部門
- (3) 資格 満20歳~69歳の日本国籍を持つ方
- (4) 派遣期間 1年間または2年間(ほとんどの要請が2年間)
- (5) 募 集 春 (4~5月) 及び秋 (10~11月) の年2回
- (6) 選 考 第一次選考…技術審査、健康診査、語学力審査 第二次選考…人物・技術面接、健康診査
- (7) 派遣前研修 70日間(任国事情に関する講義・講座、語学等の訓練)
- (8) 出 発 JICA が受入国ごとに指定する旅程・日程
- (9) 待遇等
 - ① 現地生活費

国ごとに定めた金額が支給されます。この金額は、JICA 海外協力隊としての趣旨に基づき、受入国の住民と同等程度の生活を営むに足る金額を、物価、為替変動等を勘案の上、定めています。なお、現地生活費とは、現地の生活費の補助であり、給料や報酬ではありません。

② 住居費

住居は、原則として受入国政府または配属先機関が提供することになっていますが、国によっては住居の提供がなく、現地の JICA 事務所が探して借りる場合もあります。その場合、現地生活費とは別に、国・地域毎に定められた上限額の範囲内で JICA が住居費を負担します。

③ 往復渡航費

日本と任国との往復にかかる赴帰任旅費は、JICA が負担します。

④ 国内手当(本邦支出対応手当)

無給休職または無職の方には、派遣前訓練中や派遣中に国内で支出が必要な経費等に役立てるために手当を支給します。

⑤ 協力活動完了金

長期派遣の方で無給休職または無職の方には、当初の派遣期間を満了した場合に、協力活動完了金を支給します。

⑥ 経験者手当

シニア案件で派遣される方には、派遣期間が30日以上で経験者手当を支給します。有給休暇・無給休暇・無職の別を問いません。

- 2 日系社会シニア海外協力隊
- (1) 募集規模 約20名/年
- (2) 派遣対象国 アルゼンチン、パラグアイ、ブラジル、ドミニカ共和国など
- (3) 派 遣 職 種 計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉄工業、商業・観光、人的資源、 保健・医療、社会福祉の8部門
- (4) 資格 満20歳~69歳の日本国籍を持つ方
- (5) 派遣期間 原則として2年間
- (6) 募 集 春(4月~5月)及び秋(10~11月)の年2回
- (7) 選 考 第一次選考…技術審査、健康診査、語学力審査 第二次選考…人物・技術面接、健康診査
- (8) 研修 70日間(任国事情に関する講義・講座、現地語の修得等)
- (9) 出 発 JICA が受入国ごとに指定する旅程・日程
- (10) 待 遇 等
 - ① 現地生活費

国ごとに定めた金額が支給されます。この金額は、JICA 海外協力隊としての趣旨に基づき、受入国の住民と同等程度の生活を営むに足る金額を、物価、為替変動等を勘案の上、定めています。なお、現地生活費とは、現地の生活費の補助であり、給料や報酬ではありません。

② 住居費

住居は、原則として配属団体が提供することになっていますが、国によっては住居の提供がなく、現地の JICA 事務所が探して借りる場合もあります。その場合、現地生活費とは別に、国・地域毎に定められた上限額の範囲内で JICA が住居費を負担します。

- ③ 往復渡航費
 - 日本と任国との往復にかかる赴帰任旅費は、JICA が負担します。
- ④ 国内手当(本邦支出対応手当) 無給休職または無職の方には、派遣前訓練中や派遣中に国内で支出が必要な経費等に役立 てるために手当を支給します。
- ⑤ 協力活動完了金
 - 長期派遣の方で無給休職または無職の方には、当初の派遣期間を満了した場合に、協力活動完了金を支給します。
- ⑥ 経験者手当
 - シニア案件で派遣される方には、派遣期間が30日以上で経験者手当を支給します。有給休暇・無給休暇・無職の別を問いません。

青年海外協力隊/海外協力隊、シニア海外協力隊、日系社会青年海外協力隊/ 日系社会海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊比較一覧表

令和5年3月31日現在

	青年海外協力隊/ 海外協力隊	シニア海外協力隊	日系社会青年 海外協力隊/ 日系社会海外協力隊	日系社会シニア 海外協力隊
事業発足年	昭和 40 年度	平成2年度 【注】平成2年度~7年度 の間は『シニア協力専門 家』事業として実施。平成8年度から標記事業と して実施	昭和60年度 【注】昭和60年度~平成7年度の間は『海外開発青年』事業として実施。 平成8年度から標記事業として実施	平成2年度 【注】平成2年度~7年 度の間は『移住シニア専 門家』事業として実施。 平成8年度から標記事 業として実施
事業の概要	開発途上地域の住民を対象。 経済及び社会の発展又は復見する国民等の協力活動を促進務。 1 募集、選考及び訓練 2 上記選考及び訓練を受け 派遣 3 国民等の協力活動に関す 理解の増進	興に協力することを目的と 進し、及び助長するための業 けた者の開発途上地域への	中南米の日系人社会に対して、その一層の発展を図るために、優秀な技術とボランティア精神に富んだ日本の青年を派遣する事業(昭和60年度、海外開発青年事業創設当時は、協力隊派遣事業ではなく後続移住の促進を目的としていた。)	中南米の日系社会への 支援活動の一つとして、 日系社会の要請に応じ て、ボランティア精神に 富み、かつ実務経験の豊 富な人材を派遣する。現 地日系社会への貢献を 通じて国際協力に資す る。
対象国	派遣実績 :92 か国 派遣中の国 :59 か国	派遣実績 :78 か国 派遣中の国 :25 か国	派遣実績 : 9か国 派遣中の国 : 4か国	派遣実績 :10 か国 派遣中の国 : 2 か国
派遣現況	派遣中: 724名(412名) 累 計:46,641名(21,968名) ()は女性内数	派遣中: 55名(11名) 累 計:6,620名(1,273名) ()は女性内数	派遣中: 30名(19名) 累計:1,575名(966名) ()は女性内数	派遣中: 2名(1名) 累計:550名(296名) ()は女性内数
期間	原則として2年間 (短期派遣は1年未満)	原則として2年間	原則として2年間	原則として2年間
派遣時期	第2次隊 9月 第3次隊 1月 第1次隊 4月	第2次隊 9月 第3次隊 1月 第1次隊 4月	第2次隊 9月 第3次隊 1月 第1次隊 4月	第2次隊 9月 第3次隊 1月 第1次隊 4月
職種	計画・行政、公共・公益事業ルギー、商業・観光、人的資の9部門		計画・行政、公共・公益事 商業・観光、人的資源、保 部門	
要請	E /N を締結した国の政府か らの要請	派遣国の政府からの要請	中南米の日系団体からの 要請	中南米の日系団体から の要請

その他の JICA 事業

JICA は、開発途上国の多様なニーズに応えていくために、ボランティア事業以外にも NGO、地方自治体、大学等と連携し、国際協力活動への参加を支援しています。また、市民による国際協力活動を促進・支援し、協働して事業を行うことを「市民参加」と位置づけ、「多様なアプローチによる開発への貢献」「国際協力への理解・参加促進」「日本の地域社会への還元」を目指しています。

1 研修員受入事業

研修員受入研修とは、開発途上国の人材を日本に招き、それぞれの国で必要とされている分野の研修を通じ、将来の国づくりを担う人材を育てることを目的とする事業です。

2 草の根技術協力事業

日本のNGOや自治体、大学などが自らの技術や経験を活かして提案した途上国への協力活動を、JICAが支援し、協働で実施する事業です。

3 開発教育支援事業

JICAでは、生徒・児童自身が、世界が直面する開発課題と日本との関係を知り、それを自らの問題としてとらえ、主体的に考える力や、その根本的解決に向けた取り組みに参加する力を養うために、学校教育の現場を中心に、開発途上国が抱える課題への理解を深める開発教育を支援しています。また、持続可能な開発目標(SDGs)に関する展示やセミナーを開催し、地方自治体、学校関係者、NGOと協力して、生徒・児童向けのSDGsの教材製作、開発教育の裾野拡大を狙った教員向けの研修やセミナー、生徒向け出前講座などを実施しています。

4 移住者・日系人支援連携事業

JICAは、中南米などへの移住者に対し、移住先国での定着と生活の安定を図るための支援を行ってきました。現在は、時の流れとともに日系社会の成熟や世代交代が進んだことによる課題に対応するため、高齢者福祉や人材育成を中心とした移住者・日系人支援や日系社会との連携強化に取り組んでいます。

13 一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR)

Council of Local Authorities for International Relations

(一財)自治体国際化協会は、地方公共団体を主体とした地域の国際化を支援し、一層推進するため、地方公共団体の共同組織として昭和63年7月に設立され、平成26年4月に一般財団法人に移行しました。

同協会は、東京に本部を、都道府県・政令指定都市に支部を置くとともに、ニューヨーク、ロンドン、パリ、シンガポール、ソウル、シドニー、北京にそれぞれ海外事務所を開設し、国内外ネットワークの拡充に取り組んでいます。

こうしたネットワークを活用して、地域の国際化に関する情報の収集・提供、地方公共団体の情報の海外への紹介、地方公共団体の国際化推進に向けた活動の支援、語学指導等を行う外国青年招致事業など、地域の国際化に向けた事業を幅広く行っています。

◆ 事業のあらまし

1 地域の国際化に関する情報の収集・提供

地方公共団体や民間において実施された地域レベルの国際化に関する講演会、シンポジウム、調査研究会等の諸活動の情報を収集し、提供します。

2 国際交流協力事業の推進

姉妹交流活動や国際協力への取組みを支援します。

3 地域の国際化施策に関する支援等

地方公共団体等が主体となって実施する地域の国際化に関する講演会、シンポジウム、自治体国際協力促進事業(モデル事業)、国際交流支援事業、多文化共生のまちづくり促進事業、海外販路開拓支援事業、インバウンド支援事業に対する助成を行います。また創意と工夫に富んだ自治体国際交流の取組を表彰することで、その取組を全国の自治体に発信、共有します。

4 地方公共団体が実施する海外活動のための支援

地方公共団体関係者が海外で行う調査、視察等の活動に対し、海外事務所が中心となって支援を 行います。

5 国際化に対応できる人材の育成

海外事務所への地方公共団体職員の派遣の機会を拡充するとともに、海外事務所を活用した海外自治体等の研修事業の一層の充実を図ります。

6 語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)

外国青年招致事業が円滑に推進するよう、外国青年の募集、選考に関する連絡調整、地方公共団体等への斡旋、来日直後のオリエンテーション、中間研修、カウンセリング等を行います。

◆ 問い合わせ先

(一財)自治体国際化協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町1番7号 相互半蔵門ビル内

TEL(03)5213-1730 FAX(03)5213-1741

(一財)自治体国際化協会富山県支部

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県 総合政策局 国際課内

TEL (076) 444-3156 FAX (076) 444-9612

(1) 語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)

The Japan Exchange and Teaching Programme

小・中学校や高校等における語学教育の充実を図るとともに、地域レベルにおける国際化を進展させることを目的として、総務省、文部科学省、外務省の協力を得て、(一財)自治体国際化協会が窓口となって外国青年を招致し、地方公共団体が受け入れます。

外国青年は、その職務により、次のとおり区分されます。

CIR…Coordinator for International Relations (国際交流員) 地方公共団体の国際交流事務の補助及び地域住民との交流活動を行う。

ALT…Assistant Language Teacher (外国語指導助手) 小・中学・高校、教育委員会等で日本人の外国語担当教員とともに会話・発音指導等を行う。

SEA…Sports Exchange Advisor (スポーツ国際交流員) 地方公共団体のスポーツ指導を行う。

①県内の語学指導等を行う外国青年招致状況

単位:人

																!	业:人		
X	分/年度	S62	S63	H元	Н2	НЗ	H4	Н5	Н6	Н7	Н8	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
(CIR			1	2	3	4	7	9	12	13	13	13	13	14	13	13	13	13
I	A L T	18	37	51	56	64	73	81	89	99	105	110	114	115	117	118	119	118	115
	県立高校等	15	30	37	35	38	42	44	46	51	52	51	53	53	53	53	53	53	53
	私立高校	2	4	8	8	8	8	8	9	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10
	公立小·中学校	1	3	6	13	18	23	29	34	39	44	50	52	52	54	55	56	55	52
5	SEA								1	3	5	4	4	5	5	5	5	5	5
合	計	18	37	52	58	67	77	88	99	114	123	127	131	133	136	136	137	136	133
X	分/年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
(CIR	13	12	12	12	11	11	10	10	10	9	9	8	10	11	12	9	10	10
A	A L T	106	98	86	85	81	82	81	79	80	79	79	80	79	84	88	62	74	88
	県立高校等	45	40	40	40	38	38	38	38	38	38	37	37	37	37	37	29	29	37
	私立高校	10	9	9	9	9	9	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	7
	公立小·中学校	51	49	37	36	34	35	34	34	35	34	35	36	35	40	44	26	39	44
5	SEA	4	2																
合	計	123	112	98	97	92	93	91	89	90	88	88	88	89	95	100	71	84	98

^{*}県立高校等は、県立特別支援学校、県教育委員会県立学校課、県総合教育センターを含む。

^{*}令和2・3・4年度は新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限により、欠員が生じた。

②受入団体別内訳

	年 度	S62	니ㅠ	Н9	НЗ	H4	H5	Н6	Н7	НΩ	Нα	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	Н10	H20	H21	H22	Н23	H24	H25	H26	H27	H28	H20	H30	R1	R2	R3	R4
玉	際交流員		1	2	3	4	7	9	12	13	13	13	13	14	13	13	13	13	13	12	12	12	11	11	10	10	10	9	9	8	10	11	12	9	10	10
Ш						4																														
	県 国 際 課 (うちとやま国際 センター配置)	ļ	1	1	1	11	3	4	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	6	6	6	6	5	6	6	6	6	5	6		8	6	6	6
	センター配置)(国際伝統医学						(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
	センター)													1						ļ															لـــــا	
	高 岡 市						L		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	<u> </u>	L	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(射水市)																			1	1														ı	
	(新湊市)									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1															[,	
										-				-	±					 														rt	ı†	
	(魚津市)						1	1	1	1	1	1	1	1	11	1	1	1	1	1														 	r	
	(氷見市)							1	11	11	1	11	1	1	11	1	11	1	11	1	11	1	1	1	11	1	11							 	J	
	(滑川市)								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1											
	黒 部 市	<u></u>		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	入善町																														1	1	1	1	1	1
	(宇奈月町)					1	1	1																										[,	
						-	<u>-</u>													l														rt	ı†	
	(小矢部市)								1	l	1	1	1	1	1	1	l	1	1	1	<u>1</u>	<u>1</u>												 		
_	南 砺 市				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
外	国語指導助手		51	56	64	73	81	89			110					119					86	85	81	82	81	79	80	79	79	80	79		88	62	74	88
	県 教 委		37	39	43	48	53		56	52	51	53	53	53	53	53	53	53	45	40	40	40	38	38	38	38	38	38	37	37	37	37	37	29	29	37
	(うち中学校配置)			(4)	(5)	(6)	(9)	(13)	(5)																									 	J	
	文書学術課(私立高校)		8	8	8	8	8	9	9	9	9	9		10		10	10	10		9	9	9	9	9										\vdash	\vdash	
	県 計		45	47	51	56	61	68	65	61	60	62	63	63	63	63	63	63	55	49	49	49	47	47	38	38	38	38	37	37	37		37	29	29	37
	私立高校																								9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	7
	(富山市)			1 +1	1 +1	2 +1	2 +1	2 +3	4 +2	6	8	10	11	12	13	13	13	11	16	12	6	2												 	J	
	(大沢野町)	ļ								1	1	1	1	1	1	1	1	1		ļ															اـــــا	
	(大山町)									1	1	1	1	1	1	1	1	1		ļ	ļ	ļ						ļ	ļ		ļ			 		
	(八尾町)	ļ							1	1	1	1	1	2	2	2	2	2		ļ															اـــــا	
	(婦中町)						0 +1	0 +1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2		ļ																
	高 岡 市	ļ	1	1 +1	1 +1	1 +2	1 +2	1 +4	2 +3	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	6	11	12
	(福岡町)	ļ					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ļ															اـــــا	
	(射水市)																			4	1	1													اـــــا	
	(新湊市)					1	1 +1	1 +1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	ļ														 		
	(小 杉 町)						0 +1	0 +1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	ļ		ļ							ļ		ļ			 		
	(大門町·大島町)								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ļ														 		
	(魚津市)			0 +1	0 +1	0 +1	0 +1	0 +1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				 		
	氷 見 市				1 +1	1 +1	1 +1	1 +1	2	2	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	8	8	4	7	7
	滑川市		1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	4	2	3	4
	黒 部 市		1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	5	6	5	5	6	5	5	6	5	5	6	6	7	7	5	7	7
	(宇奈月町)	 							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	 	 	 	ļļ					 			 	ļļ		 	 	
	砺 波 市	 	ļ	0 +1	0 +1	0 +1	1 +1	1 +1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	 	 	
	(庄 川 町)	 		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			 												ļ				
	(小矢部市)					1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1				ļ	ļ	<u> </u>			ļ			ļ	ļ		 	ļļ		 		
	南 砺 市	<u> </u>	ļ		ļ	ļ		ļ		ļ			ļ						5	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	2	3	5
	(城端町)	 	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		 		ļ													ļ	
	(平 村)	<u> </u>			ļ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ļ	 	ļ	<u> </u>	ļļ		ļ			ļ	ļ	ļ	<u> </u>	ļļ		<u> </u>	اا]
	(上平村)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ļ	ļ	ļ	<u> </u>	ļļ		ļ			ļ	ļ	ļ	<u> </u>	ļļ		<u> </u>	<u> </u>	
	(井波町)	<u> </u>		1 %3	1 **1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ļ	 	ļ	<u> </u>	ļļ		ļ			ļ	ļ	ļ	<u> </u>	ļļ		<u> </u>	اا]
	(福野町)	<u> </u>	ļ	1 2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				.	<u> </u>	 	<u> </u>	ļ					ļ	ļ		<u> </u>	ļ		<u> </u>	<u> </u>	
	(福光町)	 			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		 		ļ													ļ	
	上 市 町	<u> </u>	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	立 山 町	<u> </u>	ļ		L				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	4	3	4	5
	入善 町	<u> </u>		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3
	(朝日町)				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1	1	1	1							Ш	[
L	市町村計	1	6	9	13	17	20	21	34	44	50	52	52	54	55	56	55	52	51	49	37	36	34	35	34	34	35	34	35	36	35	40	44	26	39	44
スカ	ペーツ国際交流員							1	3	5	4	3	4	5	5	5	5	5	4	2																
総	合 計	18	52	58	67	77	88	99	114	123	127	130	132	136	136	137	136	133	123	112	98	97	92	93	91	89	90	88	88	88	89	95	100	71	84	98
	THE #12 TO 100 (44)		_	→ 1.	_	_					_			_	_																			_	_	

^{| 15 | 32 | 38 | 31 | 17 | 38 | 37 | 113 | 123 | 124 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125}

(一財) 自治体国際化協会助成事業

◇自治体国際協力促進事業(モデル事業)

1 趣旨

地方自治体等が行う国際協力事業の中から先駆的な役割を果たす事業を「モデル事業」として認定し、積極的に支援をするとともに、広く紹介することにより、自治体が行う国際協力活動の一層の推進を図る。

2 助成対象事業者

- (1) 地方自治体(都道府県、市区町村)
- (2) 地域国際化協会(総務大臣の認定を受けた地域国際化協会をいう。以下同じ。)
- (3) 自治体または地域国際化協会と連携する NGO

3 助成対象事業

- (1) 地方自治体もしくは地域国際化協会またはそれらと連携する NGO が実施する国際協力事業。 (事前調査事業を含む。)
- (2) 新規事業または事業内容の拡充が図られる継続事業であり、事業趣旨・内容等が他の自治体等のモデルケースとなりえる先駆的事業であること。 ただし、資金供与だけの事業や、事業の実施にあたり、国やこれに準ずる機関からの助成を受けている事業、事業の実施に要する経費の総額が100万円以下の事業は対象とならない。

4 助成金

助成金は、単年度ごとに、モデル事業の実施に要する経費の総額以内の額で、次の金額を限度とする。

- (1) 助成対象事業の実施に要する経費の総額以内の額で、1事業につき300万円
- (2) 複数の地方自治体等が共同で行う事業については、助成対象事業の実施に要する経費の総額 以内の額で1事業につき500万円

5 富山県の最近の認定実績

	担当自治体	事業の概要
17 年 度	富山県(環境政策課)	【北東アジア青少年環境シンポジウム開催事業】 次代を担う青少年の環日本海地域を視野に入れた環境意識の醸成を図ると ともに、日本、中国、韓国及びロシアの青少年の交流を通じて、環境保全活動 や環境教育等についての共通理解及び共同行動を促進することを目的とする。
18 年 度	富山県(環境政策課)	「北東アジア青少年環境シンポジウム開催事業〕 17年度からの継続事業
20	富山県(環境政策課)	[黄砂を対象とした広域的モニタリング体制の整備] 日本・中国・韓国・ロシア・モンゴルの自治体・経済界・学会がネットワークを構築し、黄砂の実態や影響を把握するため広域的モニタリング体制の構築を図る。
年度	富山県(環境政策課)	[北東アジア地域環境体験プログラム] 北東アジア地域の環境問題に対する取組みを実際に体験するプログラムを 通じて、環境の現状や課題への認識を高め、北東アジア地域の経済・文化・社 会システムの特徴を踏まえた取組みや行動を提案できる環境保全リーダーの 育成を目的とする。
21 年 度	富山県(環境政策課)	[黄砂を対象とした広域的モニタリング体制の整備] 20年度からの継続事業

	富山県(環境政策課)	【北東アジア地域環境体験プログラム】 20年度からの継続事業
22 年 度	富山県 (国際・ 日本海政策課)	【ブラジルサンパウロ州教育関係者受入事業】 友好提携先であるブラジルサンパウロ州から教育経験のある人材を研修員 として招聘し、小・中学校の現場における外国人児童生徒への学習支援などを 通じて、日本の教育制度等に対する理解を促進する。また、帰国後は習得した 知識を活かし、母国の教育制度の向上に貢献するとともに、現地に住む日系ブ ラジル人の人材育成に寄与する。
23 年 度	富山県 (国際・ 日本海政策課)	〔ブラジルサンパウロ州教育関係者受入事業〕 22年度からの継続事業
30 年 度	立山町 (商工観光課)	【台湾の観光産業イノベーション国際協力事業】 台湾の高校の修学旅行生を誘致するため、町内の地域資源を体験メニューと して提案し、台湾側からも助言を得て実証事業として受入を行う。また、将来 的な台湾の自治体との連携を見据え、高校間の交流、特産品の販路開拓・ビジ ネスパートナーの開拓など、相互の産学官が連携し、交流モデルを構築する。

◇ 国際交流支援事業 (旧・地域国際化施策支援事業)

1 趣旨

国際交流事業のうち、特に重要性、必要性の高い事業について、予算の範囲内において地方公共団体及び地域国際化協会に対し助成金を交付する。

2 助成対象事業者

- (1)都道府県
- (2)市区町村
- (3)地域国際化協会

3 助成対象事業

助成対象事業は、助成対象団体が新規に実施する国際交流事業のうち、交流の拡大や発展が見込まれ、地域住民等の幅広い参画が見込まれる事業で次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、継続的に行われている事業であっても周年事業又は節目事業等の特色が示せる事業であれば対象とする。

- (1) 姉妹提携又は友好提携に関する記念事業
- (2) 文化、芸術又は研究に関する交流事業
- (3) 青少年交流に関する事業
- (4) 国際会議に関する事業
- (5) その他地域の特色を活かした交流事業

4 助成金

- (1) 主として海外で行う事業 1事業あたり500万円
- (2) 主として日本国内で行う事業 1事業あたり300万円

5 富山県の最近の認定実績

ᄪᅑ	の最近の認定実	
	担当自治体	事業の概要
22 年 度	富山県 (国際・ 日本海政策課)	【富山県・サンパウロ州友好提携25周年記念事業】 富山県人のブラジル移住100周年、ブラジル富山県人会創立50周年、富山県・ サンパウロ州友好提携25周年を契機に、本県とサンパウロ州との友好関係の新 たな発展と、経済分野、多文化共生分野における交流の発展につなげる。
23 年 度	富山県 (国際・ 日本海政策課)	【富山県オレゴン州友好提携20周年記念事業】 富山県オレゴン州友好提携20周年を契機に、友好訪問団を派遣するととも に、「とやまブランド」を発信する事業を実施し、本県とオレゴン州との友好 交流の拡大につなげる。
24 年 度	富山県 (国際・ 日本海政策課)	【富山県・沿海地方友好提携20周年記念事業】 富山県・沿海地方友好提携20周年を記念し、沿海地方青少年芸術団の受入れ、ロシア文化紹介事業を実施し、若い世代を中心とした両県地方の友好交流の更なる深化を図る。
28 年 度	富山県(国際課)	【富山県・オレゴン州友好提携25周年記念事業】 富山県オレゴン州友好提携25周年を契機に、友好訪問団を派遣し、両県州の 友好関係を改めて確認するとともに、経済、観光、文化、人的交流事業を通じ て更なる相互理解及び友好親善を深める。
29 年 度	滑川市	[滑川市・シャンバーグ市姉妹都市提携20周年記念事業] 滑川市とアメリカ合衆国イリノイ州シャンバーグ市の姉妹都市提携20周年の節目に当たることから、本市中学生の派遣に加え、姉妹都市交流の端緒となった経済団体からの派遣による交流を行い、交流のさらなる深化を図る。
31 年 度	富山県(国際課)	【富山県・遼寧省友好県省締結35周年記念事業】 平成31年度に富山県と遼寧省の友好交流35周年を迎えるにあたり、記念事業 として青少年交流団の相互派遣事業を行うことで、県内の若い世代を中心とし た両県省の友好交流の更なる深化を図る。
令和3年度	富山県(国際課)	【富山県・サンパウロ州友好提携35周年記念事業】 富山県人のブラジル移住110周年、ブラジル富山県人会創立60周年、富山県・ サンパウロ州友好提携35周年を契機に、日伯双方で各種記念行事を実施し、両 県州の更なる相互理解と友好親善を深める。(新型コロナウイルス感染症の影響により中止)
4 年 度	富山県 (国際課)	【富山県・沿海地方友好提携30周年記念事業】 富山県とロシア沿海地方との友好提携30周年を記念し、友好訪問団の相互派 遣や、スピーチコンテストや学生同士の交流など事業を通じて、両県地方の友 好交流の更なる深化を目指すとともに、今後の日露交流の拡大や、経済・物流、 観光などの幅広い分野における交流の促進等について関係者と意見交換する 機会を設ける。(ウクライナ情勢により事業見合わせ)

◇ 多文化共生のまちづくり促進事業(旧・地域国際化施策支援特別対策事業《多文化共生分野》)

1 趣旨

グローバル化が進展し、日本に居住する外国人住民が定住傾向にある中で、文化的背景を異にする 人々が共生・協働する社会の構築を推進するための施策について、多文化共生のまちづくり促進事 業助成金を交付する。

2 助成対象事業者

- (1) 都道府県
- (2) 市区町村
- (3) 地域国際化協会
- (4) 特定非営利活動法人及びその他本事業を実施する能力を有すると当協会が認める団体

3 助成対象事業

助成対象団体が実施する多文化共生を推進する事業のうち、特に重要性、必要性が高く、他団体の範となる事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 医療・保健・福祉支援事業
- (2) 防災支援事業
- (3) 教育支援事業
- (4) 労働環境整備事業
- (5) 居住支援事業
- (6) 外国人住民の自立と社会参画支援事業
- (7) 上記(1)~(6) の事業実施にあたり必要となる情報の多言語化や日本語学習支援事業

4 助成金

- (1) 都道府県及び指定都市にあっては、1団体あたり400万円とする。
- (2) 市区町村(指定都市を除く。)、地域国際化協会及び NPO 法人等にあっては、1団体あたり 300 万円とする。
- (3) 複数の助成対象団体が共同で行う事業については、その事業を実施する団体の数にかかわらず、1事業あたり400万円とする。
- (4) すべての団体にあたり、50万円をその下限額とする。

5 富山県の最近の認定実績

	担当自治体	事業の概要
21	富山県 (国際・ 日本海政策課)	[多文化共生の地域づくり応援事業] 新しく生活を始める外国人住民に対して生活に役立つ情報を提供することにより、円滑な生活をサポートする。同時に、外国人住民を受け入れる側の日本人住民に対しても多文化共生の意識を啓発することにより、外国人住民が地域に溶け込みやすい環境を作り、外国人住民にとっても日本人住民にとっても暮らしやすい地域づくりを目指す。
年度	黒部市	【日本語及び日本社会に関する学習支援事業】 不安を抱える外国人住民に対し、やさしい日本語能力の習得と生活文化を教える教室を開講するため、指導ボランティアが日本語活動に必要な知識、技術の習得と日本語教室を運営していくノウハウを学び、次年度以降の日本語教室運営の土台作りと外国人住民の生活支援を目指す。
23 年 度	魚津市	[地域づくりのための日本語支援ボランティア養成事業] 日本語をあまり話せず、家庭や地域で孤立しがちな外国人住民が増加傾向に ある一方、外国人に日本語を教えるボランティアは少数である。本事業を実施 することによりボランティアの数を増やし、外国人を支援することによって、 外国人にとって住みやすい多文化共生の町づくりを推進する。
26 年 度	富山県 (国際・ 日本海政策課)	【外国にルーツを持つ子どもたちのキャリアデザイン支援プロジェクト】 外国にルーツを持つ子どもたちが、日本の社会、学校生活等にスムーズに順応し、幼いころから将来の夢を持って教育を受けることができるように、保護者に対して日本の教育制度や学校生活等に関する情報等を提供し、子どものキャリア教育を行う環境作りを造成する。

27 年 度	富山県(国際課)	【外国にルーツを持つ子どもたちのキャリアデザイン支援プロジェクト】 外国にルーツをもつ子どもたちが、日本の社会、学校生活等にスムーズに順応し、幼いころから将来の夢を持って教育を受けることができるように、保護者に対して日本の教育制度や学校生活等に関する情報を提供し、子どものキャリア教育を行う環境を造成する。
28 年 度	富山県(国際課)	【外国にルーツを持つ子どもたちのキャリアデザイン支援プロジェクト】 外国にルーツをもつ子どもたちが、日本の社会、学校生活等にスムーズに順応し、幼いころから将来の夢を持って教育を受けることができるように、保護者に対して日本の教育制度や学校生活等に関する情報を提供し、子どものキャリア教育を行う環境を造成する。
29 年 度	富山県(国際課)	[外国人住民の地域社会参画支援事業] 少子高齢化や人口減少が進む中、多様な文化や習慣を背景に持つ外国人を地域社会に受け入れ、日本人とともにその能力を活かして活躍してもらうことは、ダイバーシティによる地域活性化の観点から重要であることから、日本に住み続けることを決意し、日本語会話も可能な外国人住民の中から、外国人と地域社会との橋渡し役となれる知識・経験や人脈を備えた外国人キーパーソンを育成する。

◇海外販路開拓支援事業、インバウンド支援事業(旧海外経済活動支援特別対策事業)

平成27年度から、これまでの「海外経済活動支援特別対策事業」を、助成対象事業に国内で実施されるものも含め拡充した上で、対象別に「海外販路開拓支援事業」及び「インバウンド支援事業」として実施する。

<海外販路開拓支援事業>

1 趣旨

地方公共団体の海外販路開拓に対するニーズの高まりを受け、海外事業所等の機能を活用しながら地方公共団体の国際化支援のため、助成とサポートが一体となった事業を実施する。

2 助成対象事業者

- (1)都道府県
- (2)市区町村

3 助成対象事業

地方自治体が企画をするなど、事業に直接関与している海外販路開拓事業で、将来的に経済効果が見込まれ、他の地方公共団体の取組の参考となることが見込まれる事業。ただし、資金供与だけの事業や、事業の実施にあたり、国やこれに準ずる機関からの助成を受けている事業、事業の実施に要する経費のうち、助成対象となる経費が 200 万円以下の事業は対象とならない。

4 助成金

助成対象事業の実施に要する経費のうち、助成対象となる経費の1/2以内の額で、次の金額を 上限とする。

- (1)主として海外で行う事業 1事業あたり500万円
- (2)主として日本国内で行う事業 1事業あたり300万円

5 富山県の最近の認定実績

	担当自治体	事業の概要
		〔とやま伝統工芸品 in NY 開催事業〕
26 年 库	(終官女將理)	ファッション、アートの最先端地であるニューヨークで、富山県の長い歴史に培われ、伝統的な技術・技法を有する優れた伝統工芸品を紹介する展示会を関係することにより、大関の伝統充業に従事する企業の海外に収開せた。表現で
度		開催することにより、本県の伝統産業に従事する企業の海外販路開拓を支援する。

	〔富山市産エゴマ・エゴマ加工品のイタリアにおけるブランディングと販路開
市	拓〕 環境未来都市プロジェクトとして取り組むエゴマの国際展開事業として、イタリア・ミラノ万博においてPRイベントやワークショップを実施するほか、現地関係者との連携構築を図ることにより、エゴマのグローバルブランド化及び海外販路開拓を推進する。
ī	市

<インバウンド支援事業>

1 趣旨

地方公共団体の海外観光客誘致に対するニーズの高まりを受け、海外事務所等の機能を活用しながら、地方公共団体の国際化支援のため、助成とサポートが一体となった事業を実施することとする。

2 助成対象事業者

- (1)都道府県
- (2)市区町村

3 助成対象事業

地方自治体が企画をするなど、事業に直接関与している海外観光客誘致事業で、将来的に経済効果が見込まれ、他の地方公共団体の取組の参考となることが見込まれる事業。ただし、資金供与だけの事業や、事業の実施にあたり、国やこれに準ずる機関からの助成を受けている事業、事業の実施に要する経費のうち、助成対象となる経費が200万円以下の事業は対象とならない

4 助成金

助成対象事業の実施に要する経費のうち、助成対象となる経費の1/2以内の額で、次の金額を 上限とする。

- (1)主として海外で行う事業 1事業あたり500万円
- (2)主として日本国内で行う事業 1事業あたり300万円

5 富山県の最近の認定実績

	担当自治体	事業の概要
29 年 度		[台湾誘客推進事業] 海外から本市に最も多く訪れている台湾人をターゲットとした誘客強化に加え、伝統工芸高岡銅器・高岡漆器の技術を活かしたクラフト製品の海外販路拡大を支援するなど、「高岡」ブランドの浸透を図る。

◇その他助成事業

<ジャポニスム 2018 に係る支援>

1 趣旨

日仏友好 160 周年を記念して、2019 年 2 月に、パリ市・ナント市での開催が予定される大規模な日本文化紹介行事、ジャポニスム 2018 公式企画 第 6 回『「伝統と先端と」~日本の地方の底力』の機会を捉え、地域の魅力をフランス国内に発信する地方公共団体を支援する。

2 富山県の認定実績

	-120							
担当自治体		事	業	\mathcal{O}	概	要		
富山県(経営支援課)	〔とやま文化DAYS in 高岡銅器や越中和線 よる製作実演を行うと よるトークショーを追	まといっ こともに	た、富工、伝統	工芸を	テーマ	とした明	央画の上明	

自治体国際交流表彰 (総務大臣賞)

1 概要

(一財) 自治体国際化協会 (CLAIR) では、総務省との共催により、地域の国際化の更なる推進を図るため、平成 18 年度から、姉妹自治体交流等の国際交流について、創意と工夫に富んだ取組を表彰し、広く全国に紹介する事業を行っています。

表彰の対象は、姉妹自治体提携に基づく交流活動のほか、海外自治体と特定分野(教育、経済、観光、防災など)の協定、覚書などに基づく交流及びこれに準ずる交流(協定等によらないが、国内自治体が公認し、継続性があるもの)についても含まれます。

この表彰事業を通じて、すばらしい取組を全国に発信するとともに、そのような取組を 各自治体で共有していただくことにより、地域の国際化の一層の促進、すそ野の拡大、さ らには自治体同士の連携強化につなげていくことを目指しています。

2 表彰対象団体

- (1)都道府県、市区町村
- (2) 地域国際化協会
- (3) 国際交流協会等の民間非営利団体

3 富山県の表彰実績

年 度	受賞自治体	取組の概要
R元年度 (第14回)	富山県(国際課)	【遼寧省(中華人民共和国)との交流】 ○友好提携以降、35 年以上に渡って、訪問団の相互派遣や、職員・留学生・技術研修員の派遣・受入れ、環境・スポーツ・文化・教育・観光等幅広い分野にわたる交流を行っている。 ○2018 年、富山県訪問団(団長:県知事)が遼寧省を訪問し、経済・貿易や観光、文化などの交流推進を内容とする「交流と協力の深化に関する覚書」を締結した。 ○また「日中青少年交流推進年」にあたる2019年には、青少年の交流団を相互に派遣、交流を促進した。 ○2004年、中国で「富山ファン倶楽部」が設立され、会員数は遼寧省在住者を中心に400名を超えている。また、友好提携35年にあたる令和元年には富山県で「遼寧ファン倶楽部」の設立が発表されるなど、更なる相互理解と友好関係の促進を図っている。

富山県協力交流研修員

平成8年度に、総務省(当時 自治省)と(一財)自治体国際化協会(CLAIR)が共同で支援する「自治体 職員協力交流事業」が創設されました。この事業は、海外の地方自治体等の職員を日本の地方自治体 が受け入れ、そのノウハウ、技術等を習得するとともに、地方自治体の国際化施策への協力を通じて地 域の国際化を推進することを目的としています。

令和4年度は、全国で6の自治体が韓国、ブラジルなど6か国から6名の研修員を受け入れました。本 県では平成8年度よりこの事業を活用し、令和4年度までに6か国から46名を協力交流研修員として受け 入れています。(令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で受け入れなし)。

- **1 研修期間** 5月から11月までの約6か月間(R4は9月~2月)
- 2 受入人数 ブラジルから1名3 推薦機関 サンパウロ州政府(ブラジル)
- 4 研修内容

基礎研修・・・来日後、約1か月間(全国市町村国際文化研修所(JIAM)にて実施) 日本での生活についてのオリエンテーション、日本語・日本文化研修 ((一財)自治体国際化協会主催)

専門研修・・・6月下旬から11月までの約5か月間、高岡市内の小学校にて研修

5 協力交流研修員の受入状況

注)()内は七性で内数

5	翁刀父流団修貝の受人状況					上川川川は女性で円数	
年度国別		ロシア	中国	韓国	モンゴル	ブラジル	計
8	1人	1人	0 人	0 人	0 人	0 人	2
9		1	1 (1)				2 (1)
10			1	1 (1)			2 (1)
11				1			1
12				1			1
13				1			1
14				1			1
15				2(1)			2 (1)
16				1 (1)	2		3 (1)
17				1	2		3
18		1	4 (3)	1 (1)			6 (4)
19			1 (1)				1 (1)
20			2 (2)				2 (2)
21			2(1)				2 (1)
22			2 (2)				2(2)
23			2				2
24			2			1 **	3
25						1 (1) 💥	1 (1)
26						1 (1) 💥	1 (1)
27			2			1 **	3
28						1 (1) 💥	1 (1)
29						1 (1) 💥	1 (1)
30						1 **	1
R元						1 **	1
2							0
3							0
4						1 *	1
	1	3	19 (10)	10 (4)	4	9 (4)	46 (18)
計			ı		<u>. </u>	※多文化共	生推進研修員

- 174 -

(一財)自治体国際化協会(CLAIR)派遣富山県職員

пъ	にまけっご 見 動力	派遣先・派遣期間			
氏 名	派遣時の所属・職名	本部(東京)	海外事務所		
荻布 彦	学術国際課主事	_	H 元.10~H2.9 ロンドン事務所研究生		
魚住 利彦	国際課主事	H4.11~ H5.3 ソウル事務所開設担当主事	H5.4~ H7.3 ソウル事務所所長補佐		
米澤 憲二郎	東京事務所主幹	H7.4~ H9.3 交流協力部協力課長	_		
米澤 浩太郎	国際課主事	H7.4~ H8.3 交流親善課主事	H8.4~H10.3 ソウル事務所所長補佐		
金尾 幸夫	国際課主事	H9.4~H10.3 総務課主事	H10.4~H12.3 ソウル事務所所長補佐		
北野 克己	国際課主事	H11.4~H12.3 総務課主査	H12.4~H14.3 ソウル事務所所長補佐		
浅井 浩	国際・日本海政策課主事	H13.4~H14.3 業務課主事	H14.4~H16.3 ソウル事務所所長補佐		
森川 しのぶ	国際・日本海政策課主事	H15.4~H16.3 連絡調整課主事	H16.4~H18.3 ソウル事務所所長補佐		
上田 明美	国際・日本海政策課主事	H17.4~H18.3 国際協力課主事	H18.4~H20.3 ソウル事務所所長補佐		
山元 真弓	国際・日本海政策課主任	H19.4~H20.3 国際情報課主査	H20.4~H22.3 ソウル事務所所長補佐		
川村 祥生	国際・日本海政策課主任	H21.4~H22.3 企画課主査	H22.4~H24.3 ソウル事務所所長補佐		
長谷 明子	国際・日本海政策課主任	H23.4~H24.3 交流親善課主査	H24.4~H26.3 ソウル事務所所長補佐		
原田 典久	国際課主事	H25.4~H26.3 支援課主事	H26.4~H28.3 ソウル事務所所長補佐		
河合 洸生	国際課主事	H27.4~H28.3 多文化共生課主事	H28.4~H30.3 ソウル事務所所長補佐		
今村 斉生	国際課主事	H30.4~H31.3 経済交流課主事	H31.4~R3.3 ソウル事務所所長補佐		
木村 華奈子	国際課主事	R3.4~R4.3 研修・カウンセリング課主事	R4.4~R6.3 シンガポール事務所所長補佐		

14 一般財団法人自治総合センター

Japan Center for Local Autonomy

(一財) 自治総合センターは、

地域社会の変動及び住民生活の変化に即応し、住民の自治意識の向上を図るとともに、地方公共団体の 行政運営の円滑化に資する各種の活動及び地域の振興に資する事業を通じての宝くじの普及広報に関す る活動を行い、もって、地方自治の振興及び住民福祉の増進に寄与することを目的として、地方自治関 係者並びに地方6団体代表者が設立者となり、自治大臣の許可を得て、昭和52年4月1日に設立されま した。

◇コミュニティ助成事業「地域国際化推進助成事業」

1 趣旨

地域レベルでの国際化を官民共同して推進することは、ますます重要になってきています。このため、コミュニティ助成事業の項目として、新たに「地域国際化推進助成事業」が加えられ、多文化共生や国際理解推進など、地域レベルでの国際化の推進に資する事業に対して、平成23年度から助成が開始されました。

この事業は宝くじの受託事業収入を財源として、地域の国際化を推進する事業に助成を行うことにより、地域社会の健全な発展と宝くじの社会貢献広報を図ることを目的としています。

2 助成対象事業者

市(区)町村(政令指定都市は除く。以下同じとする。)、広域連合、一部事務組合及び地方自治 法の規定に基づき設置された協議会

3 助成対象事業

市(区)町村が認めるコミュニティ国際交流組織(地域における国際化の推進に資する活動を行う民間組織またはその連合組織。)が実施する多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する事業

4 助成金

200万円を限度とします。

5 富山県の最近の認定実績

	事業者	事業の概要
23 年 度	南砺市いなみ 国際木彫刻キ ャンプ実行委 員会	[「おいしく国際交流」と「ギネスに挑戦」] 国際木彫刻キャンプが実施される南砺市井波地域において、世界一の木製ベンチ制作と世界の食文化交流をすることにより、国内外の作家同士はもとより市内外からの来場者とのコミュニケーションを図り、国際理解と文化交流を深める。
27 年 度	南砺市いなみ 国際木彫刻キ ャンプ実行委 員会	【「世界の食文化交流」と「交流イベント」】 南砺市いなみ国際木彫刻キャンプに招待した海外10か国の作家を交え、「世界の食文化交流」や、地元児童生徒や市内外の来場者とのコミュニケーションを図る「交流イベント」を開催することにより、国際理解と文化交流を深める。

◆ 問い合わせ先

(一財)自治総合センター

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目3番2号 内幸町東急ビル13F

TEL(03)3504-0841 FAX(03)3504-0872

富山県 生活環境文化部 国際課 TEL(076)444-3156 FAX(076)444-9612